

食料・農業問題と 生活協同組合の課題

～つながりをカタチに～

日本生活協同組合連合会
食料・農業問題検討委員会

食料・農業問題と生活協同組合の課題

～ つながりをつかち ～

目次

はじめに	2
------------	---

I 消費者の願いと生協の取り組み

4

1 消費者の願い	4
2 取り組み課題	6
(1) 「元気な農」に向けて	6
(2) 「確かな食」に向けて	8
(3) 「豊かな地域」に向けて	10
(4) 「つづく未来」に向けて	12

II さらに役割発揮に向けた 2020年代前半期の検討テーマ

14

1 地域での連携強化 ～ 農業を活かす地域ネットワークの一翼に向けて ～	14
2 エシカル消費推進の基盤強化 ～ 産地交流の新たな可能性に向けて ～	14
3 産直事業のバージョンアップ ～ 多様な農業経営にも対応できる柔軟性の獲得に向けて ～	15
おわりに	16

資料編

17

資料	食料・農業・農村基本計画への意見書（2020年1月15日提出）	18
----	---------------------------------------	----

参考資料	1 これまでの日本生協連の食料・農業方針	23
	2 食料自給率指標と食料自給力指標（政府基本計画より抜粋）	24
	3 情勢と取り組み事例	26

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大は食料・農業の分野にも様々な影響を及ぼしています。私たちは食料品を手に入れるという「当たり前」のことが如何に危ういかを痛感し、食料品を届けるという生協の基本的役割にも大きなリスクがあることを認識しました。食料を安定的に調達し届けること、人々が安定して購入できる状態を維持することは大変重要なことであり、それはまさに「消費者の願い」の根底にあるものと言えます。

食料品の貿易は比較優位¹の原理に従ってグローバルに拡大してきました。しかし、不安定な情勢の中、人々が生きていく上で欠かせない食料の供給を輸入に委ねてしまうことへの不安感は増大しています。新型コロナウイルスのワクチンが開発されたとしても新たな感染症が発生する可能性もあり、また、頻発する大規模自然災害でも同様に危機は起こりえます。日本の農業を支え、食料を自給していく力を確保していく重要性が高まっています。

政府の「食料・農業・農村基本計画」の5年ぶりの改定を前に、日本生協連理事会のもとに食料・農業問題検討委員会を設置して次の2点について検討してきました。

- ① 国の新たな「食料・農業・農村基本計画」への意見をまとめること
- ② 食料や農業に関わる生協の事業・活動の課題を明らかにすること

①の政府基本計画への意見書は新型コロナウイルス感染症が本格化する前にとりまとめ、2020年1月15日に農林水産省に提出しました。その後、2020年3月末に閣議決定された新たな政府基本計画では私たちが意見書で要望した事項の多くに言及されています。しかし、5兆円の輸出目標といった外需頼みの成長戦略など、コロナ後の状況に必ずしも整合的でない部分も残しており、今後の政策がどのように展開されていくのか引き続き注視していく必要があります。

②の生協の事業・活動の課題については「消費者の願い」を基本フレームとして第Ⅰ章で整理しました。また第Ⅱ章ではコロナ後の状況で生協が今後さらなる役割を発揮していく上での問題意識を提示しました。新型コロナウイルス感染症により、これまでの社会の仕組みそのものが厳しい現実であり、これまで手をつけることができなかった様々な問題が顕在化され変革が求められています。世界中の人々が同じく対応を模索する中で、現状では必ずしも解決策の見通せないテーマについても思い切って議論の俎上に載せる必要があると考えたためです。

本委員会報告を素材として各生協や生協間連帯の場で議論が深まり、生協が地域に無くてはならない存在になっていけることを期待します。

食料・農業問題検討委員会
委員長 畑 忠男

¹ 経済学者リカードが提唱した貿易理論における最も基本的な概念。自由貿易において各経済主体が自身の最も優位な分野に特化・集中することで、それぞれの労働生産性が向上し、双方の利益になることを説明。

<食料・農業問題検討委員会 委員(敬称略)>

委員長	畑 忠男	京都生活協同組合 理事長 / 日本生協連理事
委員	小松 均	生活協同組合コープさっぽろ 執行役員
	石川 雅子	みやぎ生活協同組合 理事
	山内 明子	コープデリ生活協同組合連合会 常務理事
	辻 正一	パルシステム生活協同組合連合会 執行役員
	宮崎 泰成	生活協同組合ユーコープ 執行役員
	磯村 隆樹	生活協同組合コープあいち 常勤監事
	久保 幸雄	大阪いずみ市民生活協同組合 専務理事
	榎本 裕一	生活協同組合コープこうべ 常務理事
	西山 修司	生活協同組合おかやまコープ 常務理事
	福浪 美紀	生活協同組合コープやまぐち 常任理事 / 日本生協連理事
	高山 和士	生活協同組合コープかごしま 専務理事
	山本 克哉	日本生活協同組合連合会 常務理事
担当役員	藤井 喜継	日本生活協同組合連合会 専務理事

<委員会開催経過>

第1回 2019年6月5日(水)	・学習講演「日本の食料・農業問題と政策」 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 中嶋 康博 氏 ・委員生協の取り組みに関する情報交換
第2回 2019年7月10日(水)	・学習講演「人と農をつなぐ」 マイファーム(株) 代表取締役 西辻 一真 氏 ・報告「第10回全国生協産直調査の概要と生協産直への提言」
第3回 2019年10月1日(火)～ 2日(水)	・農地所有適格法人ふくいレインボーファーム(株) 視察 (食品加工センター、あわら農場、他) ・講演「福井県民生協の農業へのチャレンジについて」 福井県民生協 専務理事 松宮 幹雄 氏 ・議論の進め方と基本フレームに関する検討
第4回 2019年11月20日(水)	・政府基本計画への意見書の検討
臨時委員会 2020年1月14日(火)	・政府基本計画への意見書の確認
第5回 2020年2月6日(木)	・委員会報告(骨子案)の検討
第6回(Web会議) 2020年6月24日(水)	・政府基本計画の報告 ・委員会報告(中間報告案)の検討
第7回(Web会議) 2020年8月19日(水)	・理事会、地連運営委員会等で寄せられた意見の検討 ・委員会報告(答申案)に関する議論、確認

消費者の願いと生協の取り組み

1999年に制定された食料・農業・農村基本法は、「農業」に「食料」「農村」を並置することによって、「業」のための法律から「公共」のための法律へと大きく幅を広げました。政府はそれ以降5年毎に「食料・農業・農村基本計画」（以下、政府基本計画と略す）を改定し施策をまとめています。日本生協連もこの改定にあわせて政府への提言と生協の方針検討を重ねてきました。

日本生協連でのこれまでの議論には「消費者の願い」に立脚しながら、消費と生産の関係をより深めていこうとする方向性や、生協という仕組みを地域の関係者との連携の中で活かしていこうとする方向性を見ることができます。それは当然のことながら「社会に開かれた生協（2010年ビジョン）」や「地域社会づくりへの参加（2020年ビジョン）」といった生協全体のビジョンの方向性と重なるものです。

2030年ビジョンは“つながる力で 未来をつくる”をメッセージとして2020年6月の日本生協連通常総会において決定しました。その中では「作り手の想いをつなぐ」「地域のネットワークの一翼を担う」など、さらに一歩、地域に踏み込む能動的な構えを表明しています。

つながる力で
未来をつくる
— CO・OP 2030 —

1

消費者の願い

日本の食料自給率²（カロリーベース）は2018年には37%まで低下しました³。国内消費量（分母）が縮小する中でも、それ以上に国内生産（分子）が減少した結果と言えます。世界的には人口増加に伴い食料需要が増大し続け、一方で気候変動などの影響により食料生産の不確実性が高まっています。2007～2008年の世界食料危機後、食料品の価格は落ち着きを見せていましたが、新型コロナウイルス感染症への対応の中でもいくつかの国で食料の輸出規制の動きが見られるなど潜在的不安定性は継続しています。自由貿易協定が相次いで発効し食料の輸出入が活発になる一方で、グローバルな貿易に頼るだけでは不安定感を解消することはできません。私たちの「確かな食」のためには、足元の「元気な農」が欠かせません。農地や労働力、農業技術（種子の品種改良や栽培・飼育技術、機械・施設の改良、他）など農業の基盤を国内に確保する必要があります。

現状、国内農業の基盤は脆弱で食料自給力の低下傾向に歯止めがかかりません。農業就業人口は1990年の4割以下に減少し、うち基幹的農業従事者も半減しました。農業者の高齢化も進んでいます。また、農地も国の見通し以上のペースで減少し、荒廃農地は30万 ha レベルで高止まりし、再生利用が困難と見込まれる割合が増大しています。人口構造の変化が地域毎の条件の差を伴いながら急速に進行し地域社会の姿を大きく変貌させていく中で、このままでは国内農業の基盤を育むべき地域社会自体が崩壊しかねない状況にあります。

2 国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すもの。その目標については、食料・農業・農村基本法第15条に基づき、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、政府基本計画において定めることとされている。総合食料自給率の示し方としてカロリーベースと生産額ベース等がある。また、その他の指標もある。（参考資料参照）

3 2019年度の総合食料自給率（カロリーベース）は2020年8月に発表され、前年度から1ポイント上昇の38%となった。要因として小麦の単収が増加したこと等が挙げられている。

「元気な農」の基盤として「豊かな地域」があり、逆に「元気な農」によって「豊かな地域」をつくり出していく必要があります。

今日、食料・農業の問題に限らず世界は実に多くの問題を抱え、根本的な転換を迫られています。そのための共通言語・共通目標として2015年にSDGs(国連持続可能な開発目標)が提唱され、「誰一人取り残さない」「つづく未来」をめざす世界的潮流が生まれています。「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」⁴とは宮澤賢治の残した言葉ですが、私たち消費者一人ひとりのエシカルな意思としてこれを理解し、世界につながる姿勢が求められています。残念ながら新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって世界の貧困率は逆に上昇し、貧困・飢餓撲滅の達成は一層困難となってきています。日本にとっての安定調達が世界の飢餓につながるような事態は避けなければいけません。「つづく未来」のためにも日本の「元気な農」が必要です。

消費者の食料と農業への願いは多様にあり、個々の価値観によって、また時代や状況によってその重点の置き方は様々であり得ます。そのことを前提としながらも、今日、私たちの目指す「消費者の願い」として次の4つを提起します。この「消費者の願い」を実現する方向で食料の生産・流通など社会の仕組みを変えていくことが、結果として日本の食料自給力を強化し、SDGs 達成への貢献にもつながっていくと考えています。

- ①日本の農業を元気にしたい(元気な農)
- ②安全・安心で新鮮な農産物・食品を食べ続けたい(確かな食)
- ③豊かな地域社会や自然環境を守りたい(豊かな地域)
- ④食や農業について知り、日本の食文化を未来につなぎたい(つづく未来)

.....
⁴ 宮澤賢治が岩手国民高等学校（農村指導者を養成するための集合講座）の講師を務めた際に講義用として執筆した『農民芸術概論要綱』の序論に記されている言葉。

(1)「元気な農」に向けて

新型コロナウイルス感染症は長大化・複雑化した現在の仕組みの弱点を突く形で様々な問題を浮き彫りにしました。例えば、学校が一斉休校することで牛乳などが行き場を失い、外食産業や輸出向けの農産物は需要の急速な縮小によって大量に廃棄や処分販売を余儀なくされました。また、外国人技能実習生の入国制限による労働力不足によって生産縮小を余儀なくされ、そもそも収穫もできないまま放置されたケースも発生しました。突発的な変化の下でも日々生産を継続せざるを得ない農産物に適切なサポートが求められます。また、日本の農業を生産から消費に至る食品供給の仕組みの中で支えていくようにするためには、農業と加工・流通等との結びつきに柔軟さと強靱さ、また、その全体を最適に調整するフードチェーンを構築していく必要があります。

世代交代の中で、未来を切り拓こうとする積極的な農業経営も徐々に登場してきています。規模の大小に関わらずそうした意欲的な生産者を生協が応援していくことが必要で、また、そうした生産者からパートナーとして選ばれる努力が必要と言えます。今日、生協宅配は巨大な流通事業に成長しました。しかし、全体の規模拡大にともなって、天候等による生産量変動と市場価格の影響等による注文数変動の両面から生じる受給のギャップも大きくなっています。生協との取引は生産者側から見て大きなリスクとなっており、成長しつつある意欲的な生産者から出荷先として選ばれ難くなってきています。情報通信技術も活用しながら、生産・供給の波動に対応できる柔軟な供給システムや、同一産地と取引する生協間の調整機能などを実現していく必要があります。

生協産直は単なる「産地直送」の流通形態や「顔が見える」農産物の取扱を指すのでなく、生産者と生協・組合員の提携関係をベースとした協同の取り組みです。この関係性があつたからこそ数々の社会的な課題にチャレンジし、先進性を発揮し、生協の商品事業を特徴づける柱であり続けてきました。しかし、その提携関係を支えてきた生産者と生協の人的関係は世代交代の中で薄れてきています。産直的な取引を指向する量販店や宅配事業者が増えていることとも相まって、生産者にとって生協は多くの販売先の中の一つになりつつあります。商品仕入れ業務だけでなく生産者とのパートナーシップを育むことができる人材を、組織を挙げて育成していくことも必要です。

近年、大規模な自然災害や家畜感染症が頻発するようになり離農の原因となっています。生産者が農業の継続を諦めてしまう前にその意欲を支えていく必要があります。生協は産直産地・生産者と長年交流してきた経験があり、この積み重ねがあるからこそ産地の抱える問題を「伝えれば・行動する」消費者が数多く存在し、困難な時にも手を取りあうことができます。こうした交流の努力を継続する必要があります。さらに、産地とのコミュニケーションの仕組みを日頃から整備することによって消費者の側から産地の困りごとの情報をより能動的にキャッチし、タイムリーに支援できる体制を準備していくことも必要です。

課題① 産地とのパートナーシップ形成

私たち生協は、多様な農業者から選ばれる出荷先となります。

課 題	取り組み例
産地とのコミュニケーションと柔軟な供給システムの構築	- 生産者との関係づくりを進めます。コミュニケーションを深め、問題点の改善、克服を図ります。相互にメリットを感じられる取引をめざし、柔軟に対応できる受発注と物流の構築を目指します。 - 全国産直研究交流集会などの場を活用して生協間で取り組みを交流し、全体のレベルアップにつなげていきます。
農業への理解醸成	- 天候によって、生産・価格が左右され易いなどの、農業や農産物の特性や仕組みを、組合員に伝える取り組みを進めます。 - 宅配事業の紙面や店舗の売り場で、こだわりを持って栽培された農産物の価値を広く伝える取り組みを進めます。 - 生協役職員と生産者との関係を深めていきます。学習・農業体験など多様な取り組みを通じて、食卓と農業の双方を理解し、お互いをつなぎコーディネートすることができる人材育成を進めます。
災害時の産地支援	災害被災地域の農水産物や加工品を積極的に取り扱い、復興支援を進めます。また、大規模災害に際しては、生協の連帯による支援も進めます。

課題② 日本の農業を応援する商品づくり

私たち生協は、商品を通じて国産農畜産物の普及に努めます。

課 題	取り組み例
国産・地場産農産物を使った商品の展開	- 国産の生鮮食品とともに、国産原材料を使った加工食品・総菜の開発と利用を拡大します。加工食品の原材料に求められる定時・定量・定価格といった条件を国内・地域の産地と調整しながら進めます。 - CO・OP 商品において産地指定・国産素材シリーズの拡充を進めます。
米の消費拡大に貢献する米事業の展開	- 組合員の多様なニーズに応じて、味や価格、量目などについて、総合的な品揃えを図り、米事業を展開していきます。 - 米をより便利に利用できるようにするための加工米飯の開発や品揃えの拡充、利用・普及を進めます。
国産飼料による畜産品の展開	- 国産飼料を利用して育てられた国産畜産物（肉、卵、乳製品、畜産加工品など）を生産者と協力しながら開発し、消費拡大に取り組みます。 - 飼料用米、飼料用稲の取り組みを進めるとともに、安定した補助制度の継続を政府に求めています。

(2)「確かな食」に向けて

食品の安全性を確保すること、また、消費者が食に安心を感じることができるようにすることは、生協の事業・活動の変わらぬ目標として追求し続けていきます。

今日、グローバルな食品流通の中で生産と消費の場はますます遠く離れ、見え難くなりました。ゲノム編集など食品製造に使われる技術も高度化・複雑化し、容易に理解できるものではなくなっています。こうした中でも流通する食品の安全性を確保し、食への安心感を実現していくために、フードチェーンに関わる全ての関係者が役割を果たしていかなければなりません。とりわけ政府の果たす役割は重要で、食品安全委員会や農水省、厚労省、消費者庁などの関係機関にはリスクナリシスに基づくそれぞれの役割を果たしつつ連携していくことを求めます。特に消費者とのリスクコミュニケーションを丁寧に進め、消費者の信頼を得て、日本の食品安全への安心感を実現していく必要があります。

生協産直は安全・安心を願う組合員の声に応える中で発展してきました。食品の安全性が問われる事件が多発した2000年代初頭から、より確かな取り組みに発展させるため生協産直品質保証システムの整備を進めています。生産段階の規範(GAP)⁵として適正農業規範(2006年に青果編、2009年に米編、2017年に畜産編)の運用を段階的に開始し、青果編2018年改訂版では近年普及してきた第三者認証GAPが活用できるようになりました。2020年には適正水産規範の策定を予定しています。加工・流通段階の規範(GDP)⁶、販売段階の規範(GRP)⁷とあわせて、生産、加工、流通、販売の管理ツールが体系的に揃うことになります。これを生協共通の品質保証とコミュニケーションの仕組みとして普及し、それぞれの組織で取り組んでいる品質保証システム等の取り組みとあわせて活用していきます。

それに加えて、健康的な食生活の実現に向けて食育の取り組みを進めます。この間、日本人の食生活は大きく変化してきました。くらしや嗜好の変化に食品関連産業が応え、消費者の選択が食品関連産業を発展させてきた結果と言えます。そうした中で生活習慣病が問題になっており、政府でも望ましい食生活に向けた食生活指針(2000年)、食育基本法(2005年)、食事バランスガイド(2005年)などの取り組みが進められてきました。健康的な食生活の実現は消費者個人の日々の選択にもよりますが、消費者の食生活が食品供給の仕組みの中で営まれ、そのあり方に影響を受けることからすると、食品供給者としての責任を果たしていく視点も欠かせません。人生100年時代を迎え、健康寿命が大切になっています。営利を目的としない消費者組織として科学的に信頼度の高い栄養健康情報を消費者に提供し、消費者側の情報リテラシーを醸成していく努力を継続強化していきます。

.....
⁵ 適正農業規範 (Good Agricultural Practices)・適正水産規範 (Good Aquacultural Practices)

⁶ 適正流通規範 (Good Distribution Practice)

⁷ 適正販売規範 (Good Retailing Practice)

課題③ 食の安全をリードするフードチェーンの形成

私たち生協は、自らの事業活動を通じた実践で食の安全をリードします。

課 題	取り組み例
品質保証体制の強化と連携の構築	• 食品の安全に関わる国内外の情報を収集・評価し、フードチェーンの各工程における品質管理の充実に生かします。 • フードチェーンに関わる関係者とともに原料生産から消費の各工程でのリスク管理を強化し、トレーサビリティの確立を図っていきます。 • フードディフェンス（食品防御）の観点から、行政や生産、流通に関わる諸団体との連携強化を呼びかけていきます。
生協産直品質保証システムの整備・普及	• 生産者・生産者団体における生産工程管理の取り組みを広げるために、生協版適正農業規範・適正水産規範の取り組みや、GLOBAL G.A.P.やJGAPなどの第三者認証 GAP、MSC や MEL などの水産エコラベルの取り組みの支援を進めます。 • 適正流通規範・適正販売規範や、それぞれの組織で取り組んでいる品質保証システム等の取り組みによって、生産段階から消費まで一貫した取り組みを構築します。 • 日本生協連の場に生協産直品質保証システム・アドバイザー制度を設け、品質保証体制の普及と充実を図ります。また、点検者向けのセミナー等を開催し、レベルアップを図ります。

課題④ 安心と信頼の食生活づくり

私たち生協は、食と健康の取り組みを通じて、安心と信頼の食生活を支えます。

課 題	取り組み例
不安に寄り添うリスクコミュニケーション	• リスクコミュニケーションの学習会など、消費者の学び（消費者教育）の視点をもった取り組みを進めます。 • リスクアナリシスに立脚しながら、技術革新や貿易・流通の変化にともなって生じる消費者の不安に寄り添います。また、関係する政府機関にも引き続き役割発揮と相互連携を求めています。
健康・栄養に関する情報提供	• 食育の視点を持った商品案内やレシピ・食べ方の紹介を進めます。また、食品表示などの情報について、正しく、わかり易く学べる取り組みを進めます。 • ライフステージに応じてあらゆる世代の健康的な食生活につながるよう組合員の食生活の見直し活動をサポートします。「私の食生活、健康チェック(BDHQ)」などの活動を引き続き推進します。コープ共済連の健康づくり支援企画や、医療福祉生協連の健康チャレンジ・すこしお・フレイル予防など、関係団体の取り組みと連携しながら進めています。

(3)「豊かな地域」に向けて

農業は多くの地域で基幹産業であり、その疲弊は地域経済を直撃し、暮らしを困窮させ、社会福祉を困難にし、ひいては地域組織たる生協の存立基盤そのものを脅かします。地域に根ざす組織として、地域の幅広い関係者と一緒になって農業を地域経済の中に位置づけて活性化を図るとともに、人口減少や過疎化に伴う様々な社会課題についても同時に取り組んでいかなければなりません。

国内において多様な形の農業を持続・発展させていくためには、日本の農産物を国内需要につなぎ、地域内・国内の経済循環を太く充実させていく必要があります。しかしながら、多くの中小規模農業経営にとって農業生産以外のマーケティング機能や食品加工技術を独自に確保していくことは容易ではありません。そうした生産者でも活用できる需要と供給のチャネルを準備していくことが必要です。

JAなどの生産者団体や生産者が企業や自治体など関係者と手を取りあって農業生産・食品流通を支えるネットワークを形成していこうとする時、いくつかの生協の実践が示すように、生協もその一翼を担うことができます。自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症により消費者の食品供給への不安感が高まり、国内農業を応援する気持ちや購買における国産志向がより強まってきます。一方で、今後予想される景気後退の中で「適正な価格」への要望も同時に切実さを増してきます。生協の店舗、宅配、食品加工などの機能がとり結ぶネットワークはコスト的にも合理的で持続可能なものである必要があります。

取り組みにあたってはパートナーシップが欠かせません。欧州では農村振興計画の策定・実施にあたって、地方行政と生産者、事業者、市民を代表する組織など幅広い参加のもとで進められている事例もあります。日本においても2000年代後半以降、地域運営組織⁸の設立の動きが広がっており、また、新たな政府基本計画の中にも「地域政策の総合化」という考え方が盛り込まれ、施策の推進にあたっては関係省庁や地方公共団体、企業、NPO等が連携して行う方向性が示されました。

農業における連携は地域に様々なメリットを生み出す可能性があります。例えば、飼料用米を使って肥育された畜産物を応援することで耕作放棄地の再生につながったり、生協が農業や農産物加工センターの経営に関与することで農業を障がい者等の就労の場として機能させる農福連携⁹の事例などが見られます。また、買い物弱者への対応や子ども食堂、フードバンク・フードドライブなど様々な取り組みに連携させていくことが考えられます。

農業は土地・水・大気など自然の最大の利用者であり、様々な負の影響を与えます。例えば、IPCC 特別報告書(2019年)では、世界規模で見ると農業や林業等の土地利用による温室効果ガスの排出量は全体の約23%に相当し、さらに食料の生産、加工、流通等に関連する活動も含めると3割前後になるとされています。農業がもたらす様々なプラスの機能(多面的機能)を強化することと合わせて、マイナスの影響を削減していく努力も必要です。

.....
⁸ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織」と定義。

⁹ 農業者と福祉団体等が連携して、障がい者や高齢者等の農業分野での就労を支援する取り組みの総称。

課題⑤ 農業とのつながりによる地域共生社会づくり

私たち生協は、地域のネットワークの一翼として農業とつながり、地域を支え続けます。

課 題	取り組み例
地産地消の推進	地域の農畜水産物を積極的に取り扱います。また、店舗での地産地消売り場の展開などの取り組みにより、近隣生産者や新規就農者の出荷先として貢献していきます。
地域農業のネットワークへの貢献	- 行政や企業、農業者とネットワーク（地域農業クラスター）を形成し、地域農業の革新に貢献します。地域の生産者と食品加工業者による商品開発や、食材加工センターなどによる地域農産物の活用推進など、農商工連携・6次産業化の取り組みを広げます。 - 農業生産法人の経営への関わりを含め、生協がより積極的に食料・農業問題への関わりをもつよう検討・実践します。その際に、障がい者雇用や中間的就労の場として地域に貢献できるよう取り組みます。
地域の諸課題での連携強化	- 協同組合間の協定や産直協議会への参加など、地域の協同組合や生産者団体、行政との連携を強化します。 - 地域づくりの取り組みに、行政・福祉団体・協同組合・企業・NPO法人等とともに生協も参加し、生協のインフラやノウハウを活かした貢献を行います。買い物弱者に食を届ける取り組みや、フードバンク、フードドライブ、子ども食堂の取り組みを進めます。

課題⑥ 農業と食を通じた地域循環共生圏づくり

私たち生協は、食と農を通じて低炭素・循環・自然共生に取り組めます。

課 題	取り組み例
自然共生社会に向けた環境保全型農業への取り組み	産直契約生産者の支援、環境保全型農業や有機農業など、持続可能な農畜水産業に努力する生産者との共同の取り組みを進めます。また、それらを活用して生産された農畜水産物の取り扱い、利用・普及を進めます。
循環型社会に向けた食品廃棄物の削減と飼肥料での活用推進	- 生産や流通の過程での廃棄やロスを抑えると同時に、店舗や加工センターでの食品残さを飼料や肥料などに活用していく取り組みを進めます。 - 家庭での食品の正しい管理や、無駄・廃棄の削減に向けた取り組みを進めます。
低炭素社会に向けた再生可能エネルギーの推進	- 地域の協同組合や関係する諸団体と連携しながら、再生可能エネルギー発電の取り組みを推進します。（農林業と密接なバイオマス発電や小水力発電、またソーラーシェアリングなど） - 電気小売事業を通じた組合員への再生可能エネルギーの供給を一層拡大し、農業が生産した電気の販路として機能していきます。

(4) 「つづく未来」に向けて

商品を選択する際に「安い」「おいしい」といった自分視点に加えて、環境や社会への影響といった他者への視点をプラスする消費者が増えています。CO・OP 商品においても「誰かの笑顔につながるお買い物」としてエシカル消費対応商品が支持されてきました。産直品・国産原料商品を利用するなど身近な「地域」を豊かにするための選択はもちろんのこと、離れた産地の「環境」「社会」「人々」への配慮も進んできています。毎日のお買い物の場面における配慮は食卓での親子の会話などを通じて次世代へ引き継いでいく力を持ちます。

若者を中心に「田園回帰」への志向が見られるようになり、地方に関心を持ち関与しながら都市に住む人々（＝関係人口）も新たな動きとして注目されています。また、都市近郊においても暮らしに潤いをもたらす糧として市民が農業を楽しむ、農地のサービス業的利用という切り口から新たな農業経営が現れ始めました。農福連携の場としての活用は障がい者や高齢者の生きがいの創出にもつながっています。さらに、消費者が農業経営の責任・リスク・成果を分け合い、農作業や出荷作業など農場運営にも参加するコミュニティ支援型農業（CSA；Community-supported agriculture）は欧米を中心に盛んになってきています。

農業生産のあり方は環境、社会、文化など数量化できない側面に大きな影響を及ぼすことから、どのような農業を地域につくっていくかという視点が重要になります。グローバル化の一方でそれぞれの地域性を考慮した発展が求められるようになってきており、国連は2014年を国際家族農業年とし、続けて2019年～2028年を「国連家族農業の10年」と定めました。第一次産業の復興と環境調和型経済の構築に向けて、世界の食料生産の8割を担い、食料安全保障や文化的・地域的安定に貢献してきた小農・家族農業を健全な形で維持発展させることが必要とされています。

こうした動きからは、都市消費者も含めてなるべく多くの人々が農の営みに関わっていくあり方も構想されます。「半農半X」のようなライフスタイル¹⁰も一定のリアリティを持って語られるようになってきました。こうした新たな動きを捉えて食卓と農業をつなぐ生協の取り組みをさらに進化させていく可能性もあります。

生産者との交流は産直三原則¹¹の一つです。新型コロナウイルスの影響で実際に訪問しての産地交流が困難となる中でも既に各生協では Web を活用した産地交流も始めてきています。情報通信技術の発展によって生産者と組合員の新たなコミュニケーションの仕組みを構築する可能性は広がってきており、現地に赴くことができない組合員であっても食と農を感じ取ることができるよう新たな形での産地交流活動を発展させていく必要があります。

農業体験は命や感謝を学び、食を選択する力を養うことにつながっていきます。いくつかの生協の実践に見られるように、未来につなげる観点からは特に子ども（親子）を対象として、生産から消費まで、種まきから収穫まで等、ストーリー性を持った継続的な体験プログラムを展開していくことが求められています。

10 農業を営みながら自分の強みを活かす仕事をする生き方。『半農半Xという生き方』（2003年）塩見直紀著

11 「生産地と生産者が明確であること」「栽培、肥育方法が明確であること」「組合員と生産者が交流できること」

課題⑦ 食卓と農業の絆づくり

私たち生協は、生産者・産地との顔が見える関係を大切に育みます。

課 題	取り組み例
産地とのコミュニケーション手段の充実	- 産地交流などを通じて組合員と生産者のつながりを深めます。生産地に赴く直接的な交流以外にも、情報通信技術も活用しながら産地とのコミュニケーションの拡大に取り組み、リアルとリモートのハイブリットなコミュニケーションに発展させます。 - 組合員から寄せられる声を生産者に直接届ける仕組みをつくり、生産者がやりがいを感じられるようにします。
食・農・地域に関する総合的理解促進	- 日本の食や農業を未来へつなぐ視点から、組合員や生協職員が農業と触れ合う機会をつくります。また、それぞれの地域にある食文化の継承や発展のための取り組みを進めます。 - 産直交流や協同組合間協同などを活かし、農業体験や援農、農業講座など、その人の関心の程度や居住地などの条件に応じて参加できる企画を多彩に展開し、農や食への人々の関心を高めます。 - 生産から消費、種まきから収穫など、ストーリー性を持った継続的な体験プログラムを工夫し、展開していきます。

課題⑧ エシカル消費の推進

私たち生協は、商品選択を通じて持続可能な生産を支えます。

課 題	取り組み例
エシカル消費を引き出す仕掛けの充実	- エシカルな消費行動を支援し促進する取り組みを一層強化します。また、エシカル商品を通じて親子で社会の様々な問題を学ぶ機会を生み出していきます。 - 消費者の選択に活かせるよう、商品の向こうにある「地域」「社会」「環境」「人々」にかかわる情報をわかりやすく発信していきます。
生産地の問題解決につながる商品の充実	- MSC・ASCやFSCといった広く社会的に認知された認証制度を活用し、消費者にエシカルな選択肢を数多く提供していきます。 - 環境保全等テーマを特定して組合員の気持ちを届けられるよう、募金・積立金の仕組みを活用します。CO・OP商品においても寄附付き商品などの形で産地応援を提案していきます。

II

さらなる役割発揮に向けた 2020年代前半期の検討テーマ

新型コロナウイルス感染症の拡大によって食と農にもさまざまな課題が突きつけられました。マスクや防護服など医療用物資にとどまらず食料の輸出規制の動きも見られたことで、消費者の食料安全保障への不安感と食料自給力強化を求める声は一層強くなっています。

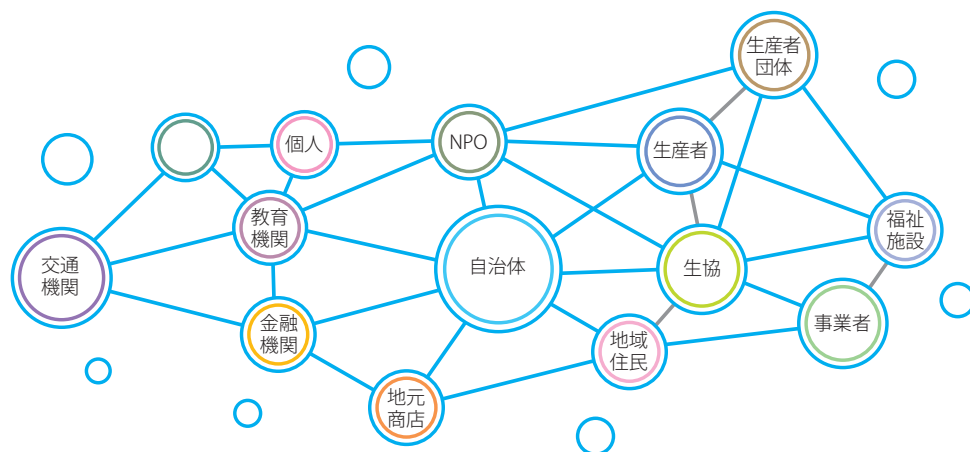
With コロナ時代を見据え生協はさらに大きな役割を発揮していかなければなりません。「消費者の願い」の実現に向けた8つの課題(第1章)に対して、2030年ビジョン“つながる力で未来をつくる”を旗印に、生協の3つの側面(事業組織、消費者組織、地域組織)から横断的に取り組みを構築していきます。

1

地域での連携強化(地域組織として)

～ 農業を活かす地域ネットワークの一翼に向けて ～

JAや生産者団体をはじめ地方自治体や地元の食品関連産業など、地域で食料・農業に関わる多様な主体とのネットワークを更に発展させていきます。日本協同組合連携機構(JCA)とも連携し、地域経済と農業の活性化、さらに地域諸課題の解決に役割を発揮します。



2

エシカル消費推進の基盤強化(消費者組織として)

～ 産地交流の新たな可能性に向けて ～

エシカル消費の取り組みをさらに強化します。多くの組合員の共感を得て取り組みの輪が広がっていますが、その中心となるべき生協産直への認知度は低下傾向にあり、しかも若年層ほど認知が低くなっているのが現状です。商品の良さや美味しさに加え、生協産直の持つ交流活動の広がりをつくりきれていないことも認知度低迷のひとつの要因と考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響で従来通りの交流が困難となる中、すでになんらかの生協では情報通信技術を活用した新たな形での産地交流が始まってきています。オンラインを活用したこの新たな形の産地交流を発展させることによって参加のハードルを大きく下げ、広がりを生み、生協産直の持つ価値を顕在化させ、認知度を向上させる事が期待出来ます。他生協とも共通の仕組みで連携することで地元の生協組合員による産地訪問を遠く離れた生協の組合員とも共有するなど、より広がりを持った交流を構築できる可能性もあります。オンラインを活用した産地交流をエシカル消費の新しい軸としてチャレンジしていきます。



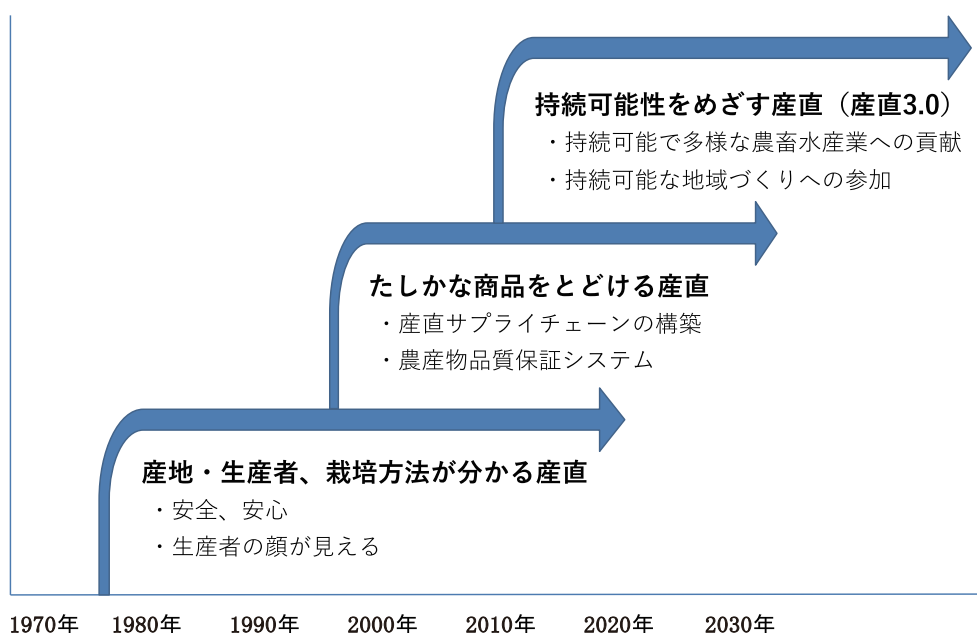
3

産直事業のバージョンアップ(事業組織として)

～ 多様な農業経営にも対応できる柔軟性の獲得に向けて ～

新型コロナウイルス感染症を経て、食料安全保障への不安感と国内農業を応援する気持ちが高まっています。また、2020年3月に改定された政府基本計画では「経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず」関係する人たちが連携・協働して地域農業を支える将来像が示されました。日本の農業は規模の大小を含め多様な農業者・経営体が支えています。この多様性に対応できる柔軟な体制の構築が生協事業(産直)にも求められます。

農業経営の規模の大小に応じて生協の事業を柔軟に適応させ、応援していく仕組みが必要となります。店舗単位や地域ごとに細かに対応したり、逆により大規模に個別生協単位を越えてリージョナルや全国連帯の場で購買力を組み合わせたりして対応できるようにしなければなりません。そのための企画調整や数量コントロールの仕組みを情報技術の活用を含めて研究します。多様な産地との絆を深めることによって産地から信頼され選ばれる産直事業を目指します。



おわりに

日本の農業は大変厳しい状況にあり、以前から「待ったなし」の課題と言われてきました。しかし、ここにきて変化の芽も見えてきています。そんな中で、食料・農業問題を扱う本委員会からは「つながりをカタチに」を副題として報告書を提起しました。2010年の報告「食卓と農業をつないで」、2015年の報告「地域で手を取りあって」に続き、これまでの取り組みで培ったつながりをベースとしながらさらに実践を積み重ね、地域の中に仕組みとしてカタチにすることにチャレンジしようという呼びかけです。

農業は食料という絶対的必需品を供給するだけでなく私たちに多面的な恵みをもたらしてくれる大切な営みです。そんな意味で単なる「業」に止まらず共通のニーズと願いに応える「公共」的な色彩を帯びた経済活動と言えるでしょう。そこでは本来、協同組合の活用がもっと推進されるべきと思います。食と農の再生に必要なのは、何よりも消費者と生産者が手をつなぐことですが、日本では人々の職業や属性毎に別々の協同組合をつくることしか認められていません。地域社会でくらす一人ひとりが手をつないで自分たちのための社会経済をつくっていけるようにするため、生協、農協といった垣根を取り払い「混合型協同組合」を作れるようにすべき段階かもしれません。

この論点については、2020年3月、(公財)生協総合研究所の協同組合法制度研究会から「協同組合基本法をめぐる論点と問題提起－協同組合基本法骨子案－」としてレポートが発表されました。日本の協同組合法制の特徴、協同組合法制をめぐる世界的な流れをレビューした上で、協同組合法制をめぐる10の論点を解説し、協同組合基本法骨子案を提案しています(生協総研レポートNo.92に収載)。2018年に日本協同組合連携機構(JCA)が設立され、徐々に協同組合間連携の実体が形成されつつあります。協同組合の更なる役割発揮に向けて法制度面からの条件整備も考えていく時期かもしれません。これについては今後に残された論点とさせていただきます。

資料編

資料

新たな「食料・農業・農村基本計画」に関する意見書（2020年1月15日提出）

参考資料

1 これまでの日本生協連の食料・農業方針

2 食料自給率指標と食料自給力指標
（政府基本計画より抜粋）

3 情勢と取り組み事例

- 「元気な農業」
- 「確かな食」
- 「豊かな地域」
- 「つづく未来」

農林水産大臣 江藤 拓 様

日本生活協同組合連合会
食料・農業問題検討委員会
委員長 畑 忠男

新たな「食料・農業・農村基本計画」に関する意見書

私たち生協は2,900万人を超える組合員からなる日本最大の消費者組織です。食を中心に生活を支える事業を展開するとともに、安心して暮らし続けられる地域社会づくり、環境問題への対応など持続可能な世界の実現をめざして取り組みを推進しています。農業の関連では、特に産直事業や産地交流に取り組むなど、組合員と生産者をつなぎ顔が見える関係の構築を大切にしています。また、2018年6月に「コープSDGs行動宣言」を定め、持続可能な生産と消費、地球温暖化対策の推進や地域社会づくりへの参加など、様々なテーマからSDGsの実現に貢献することをめざしています。

2018年度のカロリーベース自給率は37%に低下しました。今、日本の農業は曲がり角に差し掛かっていると考えます。この間、農地の集積・集約化や6次産業化の推進、輸出拡大、スマート農業などを通じた省力化・自動化など、生産性重視の政策が重点的に進められてきました。しかし、攻めの農業を旗印とした政策に農業の現場がどこまでついてこられているか検証が必要です。特に中山間地域をはじめとした条件不利地域などはこうした政策から取り残され、生産者の減少や荒廃農地の増加が進み、非常に深刻な状況です。台風や豪雨などによる度重なる災害やCSF(豚コレラ)・鳥インフルエンザなど家畜伝染病は生産者に大きなダメージを与え、離農の加速につながっています。農業の衰退は地域のインフラ維持を困難にし、地域の持続可能性まで危ぶまれる事態となっています。

気候変動などにより食料生産の不確実性が高まる一方で、世界の人口増加に伴い食料需要が拡大し続けます。食料安全保障の視点からも日本の農業の強化は大切です。またTPPや日欧EPAなどの経済連携協定は、日本の生産者に大きな影響を及ぼすことが懸念される中、国内農業の活性化策は重要な課題です。

一方で、生産者と消費者や地元事業者との連携の中で地域社会の活力を取り戻す新たな取り組みが生まれています。多様な人々が農業・農村に関わることで、日本の農業を元気にすると考えます。

私たち生協は2019年度に「食料・農業問題検討委員会」を立ち上げ、日本の農業のために消費者組織として何ができるか考えていくこととしました。日本の食料・農業・農村に対する「消費者の願い」をあらためて振り返り、願いを実現するために生協、そして政府が取り組むことを整理し「政府に求めること」としてまとめました。現在見直しの議論が進められている新たな「食料・農業・農村基本計画」に反映いただきたく、意見として提出させていただきます。

消費者の願い1 日本の農業を元気にしたい

<生協の取り組み>

私たち生協は、産直事業などを通じて国内各地の生産者とのつながりを大切にしています。産地との交流が基盤となり、高齢化で作業困難な産地に対する援農活動、災害時の募金活動や復旧に向けたボランティア活動など産地を支える取り組みを行っています。さらに、自ら農業生産法人を立ち上げ、地域の農業活性化や農福連携に取り組む生協もあります。

<政府に求めること>

(1) 条件不利地域における農業の支援強化

中山間地などの条件不利地域での後継者不足や荒廃農地の増加などが深刻です。条件不利地域における農地保全は、食料自給力の維持や地域の環境や景観・生物多様性の保全、コミュニティの維持などの多面的機能とともに、その土地の気候や風土にふさわしい農産物を生み出し食生活に豊かさをもたらすなど、消費者や地域にとって貴重な財産です。条件不利地域の農地を守り、そこで農業を営む生産者を支えていくことが急務となっています。

平地における農業の生産性向上政策の充実により、結果として条件不利地域との競争格差が広がっています。さらに輸送コストの増加、深刻化する鳥獣被害など、農業生産を維持するのがますます厳しい状況になっています。条件不利地域で農業にチャレンジする生産者が希望をもって農業を続けられるよう中山間地直接支払制度を充実するなどの支援を求めます。

多様な人々が農地保全の共同活動を進める上でも、多面的機能支払交付金制度は有効であり、利用の促進と制度の拡充を求めます。加えて、条件不利地域の農地の保全やあり方について、該当の地域で話し合い総合的な視点での課題整理や対策の立案が重要であり、その活性化に向けた地方自治体の取り組み支援を求めます。

(2) 災害対応や復旧支援の強化

近年、農業に深刻な被害をもたらす大雨や台風などによる大規模な自然災害が多く発生しています。農地・農業施設が壊滅的な被害を受け、支援を受ける前の段階で農業の継続を諦めてしまう生産者も多く、離農の原因となっています。生協では組合員や職員が被災農家に赴き復旧に向けたボランティア活動、被災地の農産物を「食べて応援」する企画などに取り組んでいます。こうした活動や組合員の応援の声が生産者の励みとなっていることを実感しています。

収入保険など災害による収入減を補う制度の充実、生産・農業施設の復旧にかかる費用の支援、早期に復旧できるよう資材の確保と費用支援などの対策強化を求めます。

災害による被害を最小限にするという視点から、農地や自然環境の保全、農業水利施設の整備・強化を図っていくことを求めます。

また、生産者と消費者の日常的なつながりの構築が、災害に立ち向かう糧となります。こういった関係強化への支援も重要です。

(3) 多様な生産者の活躍推進

多様な形の農業を持続・発展させていくことが、日本の農業を強くしなやかにしていくことにつながります。特に中山間地などの農地の保全や、風土を生かしたその土地ならではの農産物の生産を守り続けていくには、家族農業など多様な生産者が活躍できる環境を整備していくことが不可欠です。

新規就農の間口を広げる視点から、若者や女性への就農支援策の強化を求めます。経済的な支援をはじめIT活用も含めた働きやすい環境の整備、好事例の収集・発信などが必要です。障がい者が農業に携わることで、地域の活性化や働きやすい職場環境の整備につながります。「ノウフクJAS」の取得支援などを進め、農福連携の取り組み強化を求めます。

(4) 食料自給力指標を活用した生産力強化

日本の農業の生産力強化が喫緊の課題です。効果的に政策を推進していくためにも、日本の農業生産力をより詳細に把握し、政策に結びつける指標づくりが求められます。

前回の「食料・農業・農村基本計画」で農地面積から評価した食料自給力指標が導入されましたが、生産力指標としては不足していると考えます。農業生産の3つの要素「農業者」「農地」「農業技術」のそれぞれの指標から成る「新たな食料自給力」の評価指標の策定を検討することを求めます。指標を活用し、自給力向上につながる政策を推進し、日本の農業生産力強化を図っていくことを求めます。飼料米の取り組みは農地保全につながっており、自給力維持や景観の保全にも大きな役割を果たしています。私たち生協も積極的に活用(2017年度の活用状況は36,912t、6,420ha。日本生協連推計)し、自給率向上に寄与しています。引き続きの支援と低コスト化や生産性向上の施策を求めます。

消費者の願い 2 安全・安心で新鮮な農産物・食品を食べ続けたい

<生協の取り組み>

私たち生協は、産直事業(全国生協における2017年度の売上高は2,892億円)や地産地消の推進、国産農産物を活用した加工品や調理キットの積極的な開発と品揃えなど、日本農業の発展に大きな役割を果たしていると自負しています。食の安全・安心を大切に、消費者組織として消費者の声を社会的に発信するとともに、自らの事業活動を通じた実践で食の安全をリードしています。

<政府に求めること>

(1) 多様化する食生活への対応

単身世帯、高齢者世帯の増加といった家族構成の変化などにより、消費者の食生活や食に対する価値観が多様化しています。社会やニーズの変化に生産者が応え、国産農産物を支持する消費者を増やすことが、日本の農業の発展にもつながります。

家族人数の減少などを背景に食の外部化が進んでいます。すぐ食べられる惣菜や中食、カット野菜・果物や調理キット、凍菜などの需要が増え続けています。加工・業務用ニーズへの対応を強化していく視点からも、6次産業化にあたってはマーケティング視点を取り入れることが重要であり、生産者だけではなく、生協のような小売事業者や地元食品事業者などとの連携などが有効です。リーズナブルな価格を実現するため、農業生産性向上だけでなく、サプライチェーン全体での効率化を引き続き促進することを求めます。

(2) 農産物・食品の安全・安心の確保

食の安全・安心は消費者にとって関心の高いテーマです。近年もゲノム編集など新しい技術の食品への活用や経済連携協定の拡大にともなう輸入食品の増加など、食をめぐる情勢が変化しています。

不安を感じる消費者への丁寧な対応が必要です。

食品の安全に関わる事項については、情報公開の徹底と丁寧なリスクコミュニケーションを求めます。そのことが消費者の懸念低減につながります。

GAP などによる農業生産工程の管理や持続的な農業生産は、日本農業の生産力量向上やSDGs 推進に大きな役割を果たすことから、取り組みを広げていくことを求めます。

経済連携協定の拡大にともない輸入食品の増加が想定されます。輸出国における HACCP による衛生管理の普及、輸入者への衛生管理指導の徹底、衛生検疫体制の強化を求めます。また、新たな経済連携協定の交渉に際しては、食品の安全にかかわる政策が後退することがないように引き続きの対応を求めます。

消費者の願い3 豊かな地域社会や自然環境を守りたい

<生協の取り組み>

私たち生協は、地域見守り活動や買い物困難者対応、地元産品を生かした商品づくり、再生可能エネルギーの利用・普及など、地域活性化に大きな役割を發揮しています。また、農業協同組合など他の協同組合とともに2018年にJCA（日本協同組合連携機構）を設立し、地域の諸課題の解決に向けて連携して取り組んでいます。

<政府に求めること>

(1) 多様な関係者と連携した地域活性化

地域コミュニティが衰退していく中で、地域における諸課題を統合的に解決していく必要があります。欧州では農村振興計画の策定・実施にあたっては、地方行政と生産者、事業者、市民を代表する組織など幅広い参加のもとで進められ、総合的な農村振興をめざして取り組みを進めています。日本においても、2019年末に改定されたSDGs実施指針において地方自治体に期待される役割としてステークホルダーとの連携の推進について大幅に加筆されました。

中山間地域では、地域コミュニティの維持や生活インフラ確保が大きな課題となっています。地域に根差した組織によって幅広いネットワークを構築し、各組織の持っている資源を持ち寄り課題解決にあたることが重要です。様々なステークホルダーの参加による地域発展に向けたビジョンづくりへの支援や地域循環共生圏づくりの推進、また、関係者を適切に結び付けるコーディネーターとして地方自治体が役割を發揮できるよう環境の整備を求めます。

また、地域の諸団体や事業者など様々な主体を巻き込む畜産クラスターは、事業としての安定性とともな農地・農業施設の保全につながることから、取り組みの推進を求めます。

(2) 農業・地域における環境保全の推進

地球温暖化による気候変動は世界的規模の課題です。農業においても環境負荷の低減は重要なテーマです。また、環境保全や景観の維持などは、地域を守る視点からも取り組む必要があり、消費者にとっても大切な課題です。

環境への配慮、景観の維持、生物多様性に対応した農業の推進を求めます。すべての直接支払い制度において、環境への対応要件を付加するなど政策的誘導が有効と考えます。

有機食品の社会的認知が拡大する中、認証費用の支援など有機農業を推進しつつ、多くの生産者が環境保全型農業に取り組める動機付けや仕組みづくりを進めることを求めます。

バイオマスや小水力、ソーラーシェアリングなど農業資源を生かした再生可能エネルギーの普及を進めることを求めます。生産者の副収入となり、農業基盤の強化につながることも期待されます。

消費者の願い 4 食や農業について知り、日本の食文化を未来につなぎたい

<生協の取り組み>

私たち生協は、日本の食や農業を未来へつなぐという視点から、生産者や事業者・行政と連携して、親子で参加する食育イベントを開催したり、組合員や生協職員が産地へ赴き、収穫体験や生産者との交流を通じて農業と触れ合う企画を実施するなど、積極的に取り組んでいます。

同様に、エシカル消費の取り組みも進めています。組合員と一緒に学びながら消費のあり方を見直し、環境や地域、社会、人々に配慮した商品づくりなどの事業展開につなげています。

<政府に求めること>

(1) 全世代への食や農業に関する興味・関心の喚起

食べる楽しみを実感ができる機会を作り、食・農業に対する興味・関心を喚起していくことが大切です。そのことで、消費者と食・農業との距離が縮まり、日本の農業を応援する消費者が増えていくことにつながります。

学校や地域のさまざまな団体と連携しながら、食育を通じて食に関する関心を高め、エシカル消費を推進していくことを求めます。幅広い主体を巻き込むことで、食・農業に関する活動が豊かに広がります。食に関する様々な専門家や生産者、生協も含む地域の団体などによる、食・農業と消費者をつなぐ活動への支援を求めます。

都市農園などは、消費者が農業と触れ合える良い機会となります。農地の保全にも有効な施策といえることから、現状の水準が維持・拡大されることを求めます。

(2) 都市と農村の関係づくりの強化

食・農業に興味を持つ都市の人々が、農村との関係を紡ぎ育てていくことが重要です。交流機会を増やし関係を深めることで、その地域への愛着が生まれ、地域活性化の担い手としての役割発揮や新規就農などの動きにもつながっていきます。人口減少が進む中、地方を中心に集落を維持できなくなる地域が出てきています。集落に人を呼び込む上からも、日常的な交流の基盤づくりが重要です。生協が取り組む産直産地との交流は都市と農村の結びつきを深め、地域活性化に大きな役割を果たしています。

生協のような日常的な交流活動をはじめ、Webなどを活用した情報発信やグリーンツーリズムなどの農村との交流、欧州で展開されるCSA（地域支援型農業）など、消費者が日本の農業や地域を支えていく取り組みを後押しする施策の展開を求めます。

1 これまでの日本生協連の食料・農業方針

日本生協連は、政府の「食料・農業・農村基本計画」の改定に合わせ、5年毎に政府への提言と生協の方針検討を重ねてきました。

基本法制定前の1998年にまとめた「食料・農業・農村政策に関する生協の提言」は「消費者の願い」「食品供給のトータルシステム」「持続可能な発展」「相互理解と提携」といった言葉を軸にまとめられています。その後、2005年には「農業・食生活への提言」を発表。この提言は「日本の農業に関する提言」と「食生活に関する問題提起」の2篇からなりますが、後者の中では「新たな問題として、私たち自身が食にどのように向き合うかが課題になっています」と述べ、消費者自身の食生活のあり方に射程を広げました。この提起はその後「たべる・たいせつ活動」として全国の生協で展開されていくことになります。一方で前者「日本の農業に関する提言」は副題を「日本の農業が産業として力強く再生するために」とし、消費者の立場から日本農業の課題を指摘したのですが、消費者の視点を強調するあまり「日本の農業を共に発展させるパートナーとしての視点を欠いているのではないか」などの批判も寄せられることとなりました。

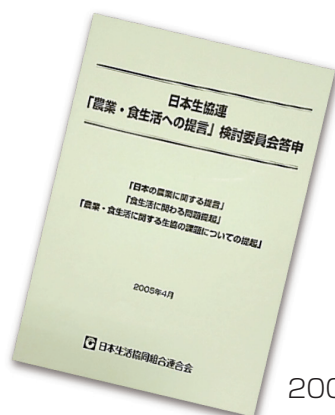
2007年からの世界的な食料価格の高騰によって食料品の値上げが相次ぎ、また、日本生協連自身が当事者となった2008年の中国製冷凍ギョーザ事件は食品の安全への不安感を高めることとなりました。毎日の食卓とつながる形で世界の食料、日本の農業の問題が人々に意識され、関心が高まっていきます。こうした状況を経た2010年の方針検討は、春に全国6か所での地連別討論会、秋に東西2か所で公開シンポジウム、さらに冬に再度全国6か所での地連別討論会という大がかりな形で展開されました。副題を「食卓と農業をつないで」とした報告書は、生協の持つ3つの側面(事業組織、消費者組織、地域組織)から、全国の生協で取り組まれている実践を網羅的に取り上げ15の課題に整理したものです。さらに、2015年方針では「地域で手を取りあって」を副題として前方針の課題を引き継ぎ再整理しました。

■参照先：

日本生協連情報プラザ → 運営系 → 会報・政策総合情報 → 基本政策資料 → 提言・答申 → 食料・農業問題検討委員会報告書



1998年



2005年



2010年



2015年

2 食料自給率指標と食料自給力指標 (政府基本計画より抜粋)

1. 食料自給率指標

① 「供給熱量ベース」と「生産額ベース」の総合食料自給率の目標

我が国の食料全体の供給に対する国内生産の割合を示す総合食料自給率の示し方については、基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す「供給熱量ベース」と、経済的価値に着目して、国民に供給される食料の生産額（食料の国内消費仕向額）に対する国内生産の割合を示す「生産額ベース」の二つがある。

前者は、国民の生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資である食料の供給の実態がより反映されるという特徴を有する指標である。また、後者は、高度な生産管理により高品質な農産物等を生み出すという我が国農林水産業の強みがより適切に反映されるとともに、比較的低カロリーであるものの、国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜や果実等の生産活動がより適切に反映されるという特徴を有する指標である。

このように、食料安全保障の状況を評価する観点からは供給熱量ベースの食料自給率が、農業の経済活動の状況を評価する観点からは生産額ベースの食料自給率が実態を測るのに適しており、これらはいずれも重要な指標である。

このため、食料自給率の目標については、供給熱量ベースと生産額ベースの目標をそれぞれ設定することとする。

② 飼料自給率の目標と国内生産に着目した食料国産率の目標

総供給熱量の約2割、食料の国内消費仕向額の約3割を占める畜産物の自給率は、飼料の自給の度合いに大きく影響を受けるため、国産飼料基盤に立脚した畜産業を確立する観点から、飼料自給率の目標を設定することとする。

これまで総合食料自給率の目標の設定に当たっては、飼料自給率の目標を反映することにより、輸入飼料による畜産物の生産分を除いている。この方法は、飼料の多くを輸入に依存している「国内生産」を厳密に捉えることから、総合食料自給率の目標が食料安全保障を図る上で基礎的な目標であることに変わりはない。他方、飼料自給率が向上しても、国内畜産業の生産基盤が脆弱化すれば、総合食料自給率は向上しない。農業者の一層の高齢化と減少が進む中においても農業の生産基盤を継承・強化し、農業の持続的発展を図っていく上で、国内生産を維持・拡大していくことが必要であり、そのためには国民に対して国産農産物の消費を促すことも必要である。

このため、国内生産に着目した目標として、「食料国産率」の目標を飼料自給率の目標と併せて設定し、双方の向上を図りながら総合食料自給率の向上を図ることとする。

(単位：%)

	平成 30 (2018) 年度 (実績)	令和 12 (2030) 年度 (目標)
供給熱量ベースの総合食料自給率	37	45
生産額ベースの総合食料自給率	66	75
飼料自給率	25	34
供給熱量ベースの食料国産率	46	53
生産額ベースの食料国産率	69	79

資料：農林水産省作成

注：令和 12 (2030) 年度における生産額ベースの総合食料自給率及び食料国産率については、各品目の現状の単価を基準に、TPP の影響等を見込んでいる。

※表は食料・農業・農村白書より

2. 食料自給力指標

(1) 食料自給力指標の考え方と食料自給率との関係

現代の食生活は、海外からの輸入食料の供給も含めて成り立っており、仮に、輸出国での不作や、他の輸入国との競争などによって、輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要がある。この場合、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力(食料自給力)をフル活用することにより、生命と健康の維持に必要な食料の生産を高めることが可能であることから、平素から我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を把握し、その維持・向上を図ることが重要である。

他方、国民が現実消費する食料が国内生産によってどの程度賄えているかを示す食料自給率については、

- ① 非食用作物(花き・花木等)が栽培されている農地が有する食料の潜在生産能力が反映されないこと
- ② 先進国に比べ経済力が低く、輸入余力が小さい国では、食料自給率が高くなる傾向にあること
- ③ 高齢化等による食生活の変化といった消費構造に影響を受けること

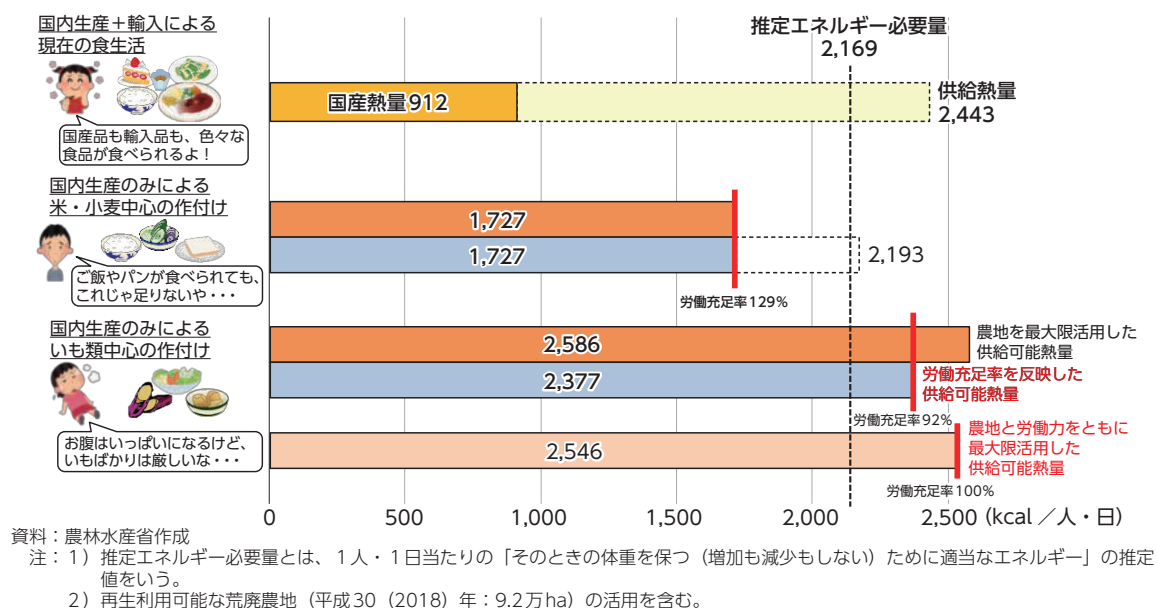
から、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界がある。

このため、我が国の農地等の農業資源、農業者、農業技術といった潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標(我が国の食料の潜在生産能力を評価する指標)を提示することとする。

食料安全保障を確保するためには、農業・農村を国民全体で支えることにより、農業生産の振興と農村の活性化を図ることが平素の備えとして必要である。食料自給率とともに食料自給力指標を示すことにより、我が国の農地等の農業資源、農業者、農業技術を確保していくことの重要性についての国民的な理解の促進と、食料安全保障に関する議論の深化を図ることとする。

(2) 食料自給力指標の示し方

食料自給力指標については、その動向を定期的に検証する観点から、次のように試算を行うこととし、食料自給率の実績値と併せて、毎年、直近年度の値を公表する。



※表は食料・農業・農村白書より

3 情勢と取り組み事例

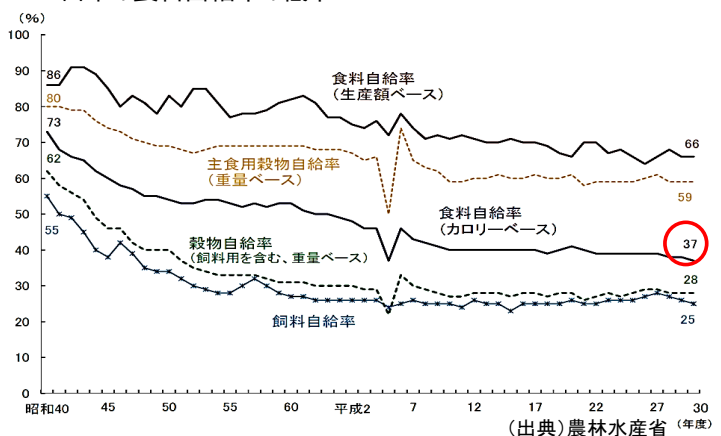


資料 「元気な農」 情勢と取り組み事例

[情勢] 国内農業の生産力低下

- 2018年のカロリーベースの食料自給率は37%と過去最低の水準となった。前年より大きく下がったのは、天候不順による小麦や大豆の生産量減少などが要因とされている。
- 長期的に減少傾向だったが、2000年あたりから横ばいの傾向となっている。これは国内の消費量（分母）が低下していたため、国内の農業生産力が維持されていたわけではない。
- 食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は、米・小麦中心の作付けでは推定エネルギー必要量を下回る一方、いも類中心の作付けではこれを上回る。
- 主食用米の消費量が減少する中、2018年産から米の生産数量目標の配分を廃止。2019年産の主食用米の作付面積は、前年に比べ減少。
- 今後も需要減少が続くと想定される中、水田フル活用に向けて、飼料用米等の戦略作物や高収益作物への転換が進められているが、2019年度は飼料用米及びWCS用稲の減少等により、足踏み状況。
- 商業用の米の輸出量は過去5年間で約4倍に増加。

□ 日本の食料自給率の低下



□ 主食用米・加工用米等の作付推移

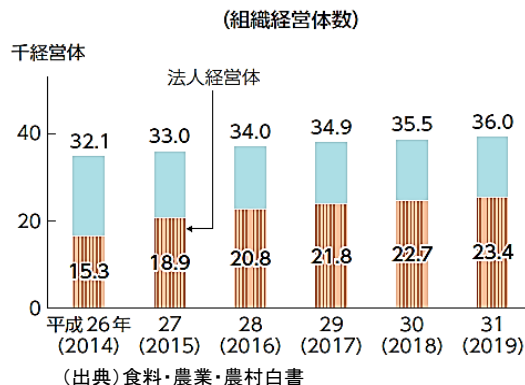
【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】											(万ha)
	主食用米	備蓄米	戦略作物								
			加工用米	新規需要米				麦	大 豆	その他	
				飼料用米	WCS 稲壳類 産調料用	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)				
H27年産	140.6	4.5	4.7	8.0	3.8	0.4	0.2	9.9	8.7	10.0	
28年産	138.1	4.0	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2	
29年産	137.0	3.5	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2	
30年産	138.6	2.2	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2	
R元年産	137.9	3.3	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2	

(出典) 農林水産省

[情勢] 農業の担い手の状況

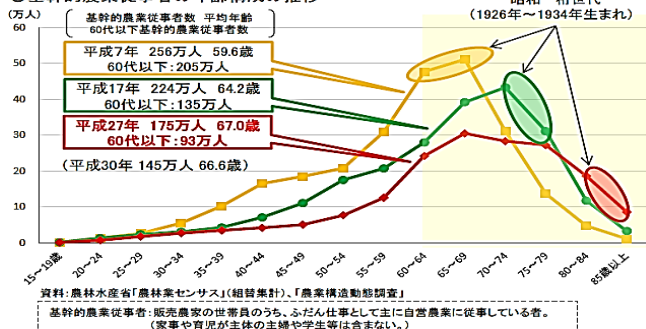
- 農業の労働力は農業者の減少・高齢化などにより低下傾向。1995年は256万人いた農業者が2019年には140万人と、この20年で100万人以上減少。平均年齢は67歳。
- 家族経営を含む農業経営体全体が減少する一方で、組織系は増加。その中でも法人経営体は従業員を集めやすい、経営継続がしやすいなどの利点から、大規模農家や集落営農組織を中心に増加傾向。前年比3.1%増加の2万3千経営体。



- 2020年の食料・農業・農村基本計画では、地域の実情に応じ、家族・法人の別など経営形態にかかわらず、経営改善を目指す農業者を担い手として育成し、営農の継続が図られるよう支援するとされた。

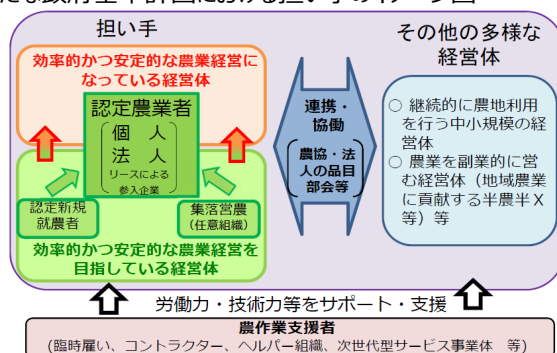
□ 農業者の減少・高齢化

○ 基幹的農業従事者の年齢構成の推移



(出典) 農林水産省

□ 新たな政府基本計画における担い手のイメージ図



(出典) 食料・農業・農村基本計画の説明資料 農林水産省

2

[情勢] 農地の状況

- 農地は国の見通し以上のペースで減少。政府では農地の集積・集約化や日本型直接支払制度を通じた農地維持を図っている。

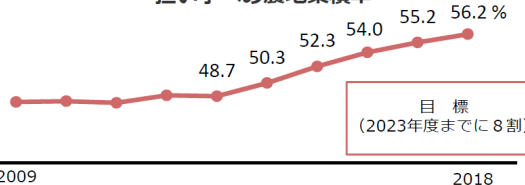
中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域の農業生産活動の継続を支援



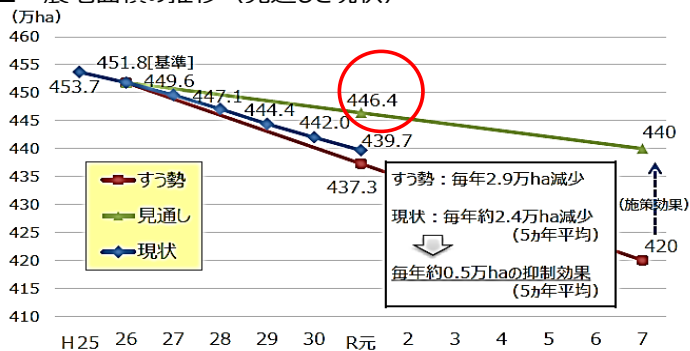
- 荒廃農地の発生要因としては「高齢化・労働力不足」「土地持ちに非農家の増加」「農産物価格の低迷」など。中山間地域では「傾斜地・湿田地等自然的条件が悪い」も高い。
- 政府は、より効率的な農業経営を広げていくために担い手への農地の集積・集約を推進 (2018年度末集積率は56.2%)。しかし、更なる集約・集積化には課題が多い。集積・集約が難しい中山間地域では、大規模化・効率化とは違う視点から、持続可能な農業が営める方法を考えていく必要がある。

担い手への農地集積率



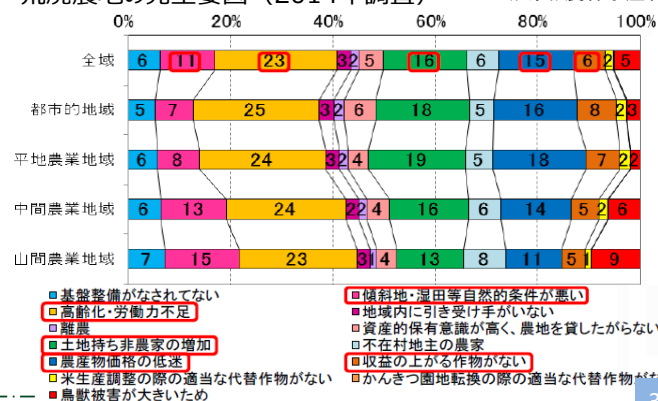
2009年度
資料：農林水産省作成

□ 農地面積の推移 (見通しと現状)



(出典) 農林水産省

□ 荒廃農地の発生要因 (2014年調査)



3

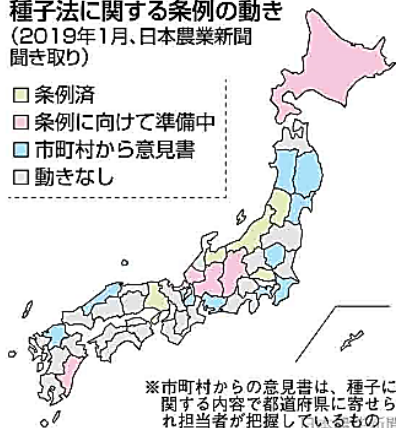
[情勢] 農業技術の状況

- 2016年に種子法廃止。戦後の食糧増産の要請から国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める観点から制定されたもの。民間の品種開発意欲促進の一方、廃止に不安の声も残る。法に代わる条例をつくり、従来の事業を継続する自治体もある。
- 育成者の意図に反した海外流出を防止する等のため、種苗法改正案が国会に提出されている。主な改正事項は次の2点。
 - 輸出先国又は栽培地域を指定できるようにする
 - 農業者の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶようにする

□ 種子法に代わる条例化

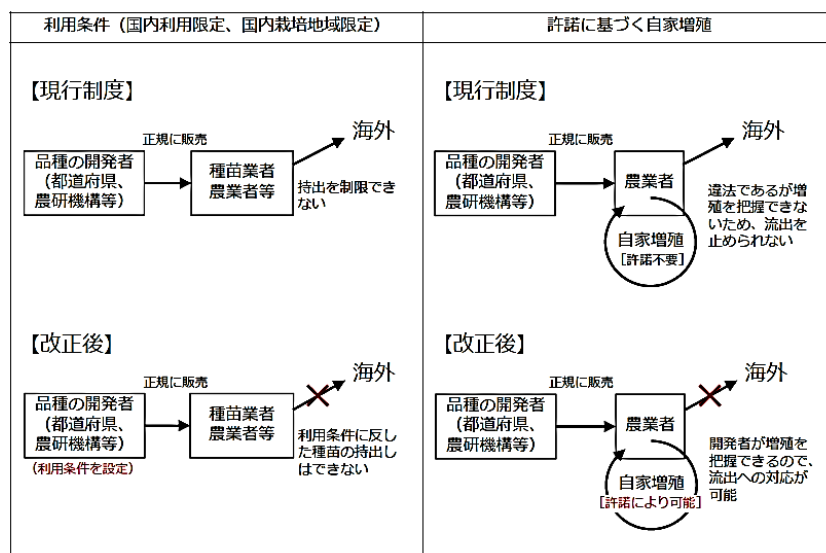
種子法に関する条例の動き (2019年1月、日本農業新聞聞き取り)

- 条例済
- 条例に向けて準備中
- 市町村から意見書
- 動きなし



□ 種苗法改正の効果

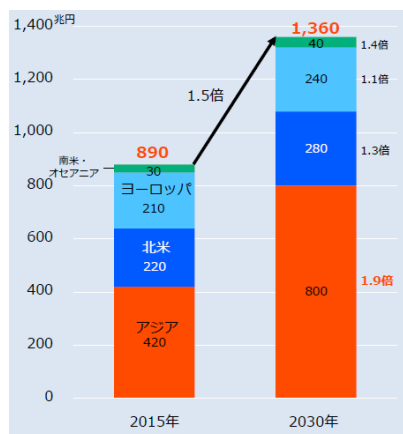
(出典)農林水産省の法案説明資料



4

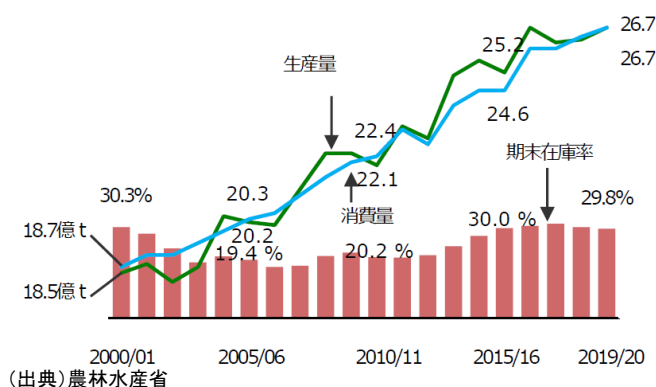
[情勢] 世界の需給状況

- 世界の人口は開発途上国を中心に増加。2050年には97.7億人になる見通し。経済成長に伴う肉類の需要増もあり、穀物に対する需要が急増。（肉類の飼料用としての需要）
- 2030年の34か国・地域の飲食料市場の規模は、GDPと人口の見通しを踏まえると1,360兆円。これは2015年の1.5倍に拡大。（OECD産業連関表より農林水産政策研究所が試算）

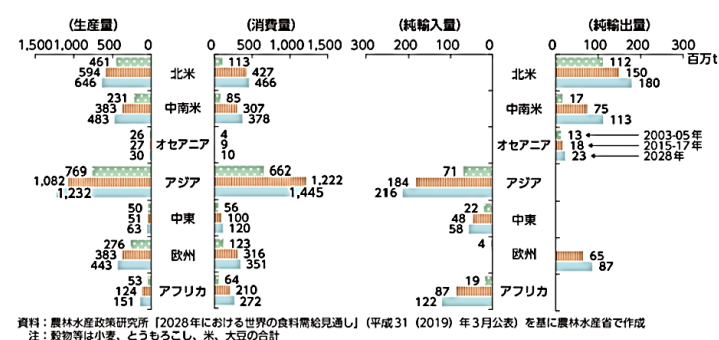


- 農産物の生産においては、気候変動や感染症等の不安定要素が存在。2007～2008年の世界食料危機後の食料価格は落ち着きを見せていたが、2020年からの新型コロナウイルスによるパンデミックにおいても食料輸出規制の動きが見られるなど潜在的不安定性は継続。

□ 世界全体の穀物の生産量、消費量、期末在庫率



□ 穀物などの地域別需給見通し



5

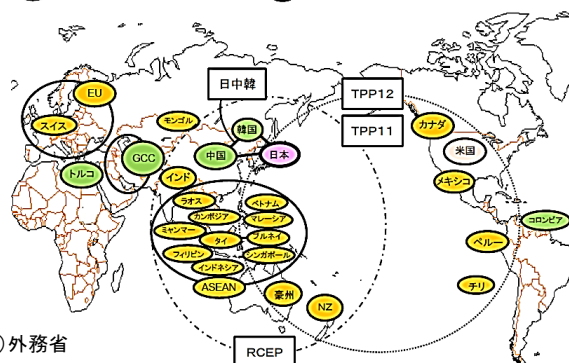
[情勢] 貿易の状況

- 90年代からGATT・ウルグアイラウンドにより貿易自由化の流れが加速。自由化に円高の進行も相まって、日本の農業は安価な海外農産物との競争にさらされることになる。
- 近年、相次いで大型の貿易協定が発効、重要5品目※などを除いてほとんどの農産物の関税が撤廃された。3協定の参加国からの農産物輸入額は2018年で全体の6割を超えており、日本の農業への影響は大きい。TPP11発効（2018年12月～）、日欧EPA発効（2019年2月～）日米貿易協定発効（2020年1月～）
- 農産物「産出額」のランキングでは広大な国土を持ち、低コストで大量生産している国々が上位を占める。一方で、農産物「輸出額」のランキングではオランダなど、国土の小さい欧州の国々が上位に入る。これらの国々は農業とフードチェーンの結びつきを強め、自国で獲れた農産物をチーズ、ワイン、チョコレートなどの付加価値の高い加工食品にして輸出していることによる。※

※重要5品目：米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物。
牛肉・豚肉などは長期間をかけて関税を削減していく。
※主要国間の貿易で使用されているHSコードでは動植物物そのものや動植物に起源をもつ食品は全て「農産物」に分類されている。

□ 日本における他国との経済連携協定締結状況

●：既にEPA/FTAが発効済・署名済の国・地域 ●：現在、EPA/FTAを交渉している国・地域



(出典) 外務省

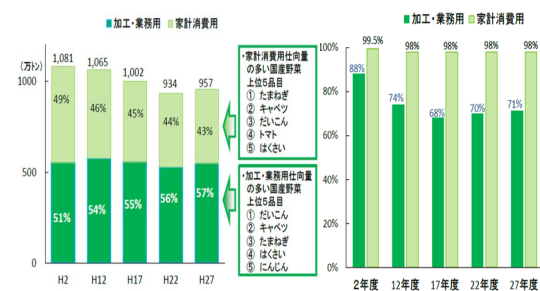
□ 国別農産物産出額と国別農産物輸出額（2013年）

農産物産出額 (USドル)			農産物輸出額 (USドル)		
1	中国	12,846	1	アメリカ	1,477
2	アメリカ	3,111	2	オランダ	909
3	インド	2,568	3	ドイツ	840
4	ブラジル	2,194	4	ブラジル	839
5	インドネシア	1,260	5	フランス	748
6	ロシア	969	6	中国	465
7	トルコ	737	7	スペイン	457
8	フランス	731	8	カナダ	450
9	日本	711	9	ベルギー	442
10	イラン	698	10	イタリア	433

[情勢] 日本の農林水産物貿易の状況

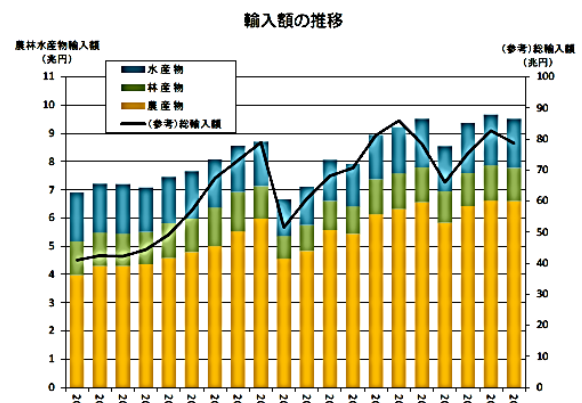
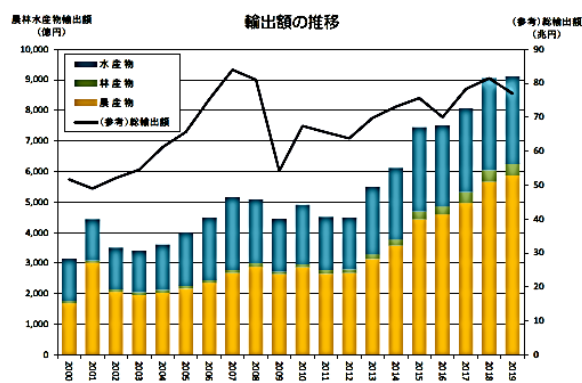
- 2019年の日本の農林水産物の輸出額は、前年より0.6%増加して約9,121億円。輸入額は、前年より1.5%減少して約9兆5,198億円。輸出は政府の1兆円目標には届かなかったものの、7年連続で過去最高を更新。
- 食の外部的ニーズに生産側も対応。野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の約6割を占める。
- 日本において、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、全体の約6割を占める。縮小する家計消費は概ね国産で調達されているものの、拡大する加工・業務用は輸入野菜に置き換わり、現在の国産割合は7割程度に止まっている。

○ 加工・業務用及び家計消費の国内仕向け量（主要品目） 加工・業務用野菜の国産割合（主要品目）



(出典) 農林水産政策研究所

□ 農林水産物輸出入額推移（2000～2019）

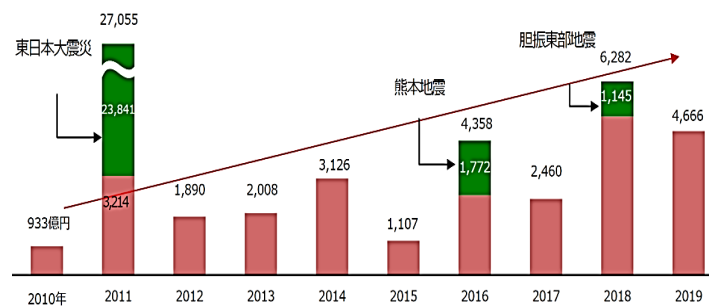


(出典) 農林水産省農林水産物輸出入概況(2019年度)

[情勢] 災害・感染症等の多発

- 近年、自然災害による農林水産関係の被害額は増加傾向。2019年は台風15号、台風19号等により4,666億円の被害が発生。
- 2020年の新型コロナウイルスの感染は世界各地に拡大。学校等の臨時休業、イベント自粛、インバウンドを含めた外食・観光の需要の減少、外国からの入国制限等により、農林水産業・食品産業は大きな影響を受けた。
牛乳等の給食向け注文の中止、花き、牛肉、果物等の販売の減少・価格の低迷、農泊等のキャンセル、外国人技能実習生の受入停滞、輸出の減少等。
- 農林水産省は、国民へのわかりやすい情報発信のため、Webサイトに特設ページを開設。SNSや動画共有サービス等を活用して、食料品の供給状況等の情報を発信。地方農政局等に相談窓口を設置。
- また、農林水産省は、国産農林水産物の一層の消費を促すため、フード・アクション・ニッポンの取組の一環として、JAや民間企業等と連携し、3月から「国産食材モリモリキャンペーン」を開始。また、「花いっぱいプロジェクト」を開始。

□ 過去10年の農林水産関係被害額



(出典) 農林水産省

□ 農林水産省の国産消費拡大キャンペーン

「花いっぱいプロジェクト」 「国産食材モリモリキャンペーン」の取組例

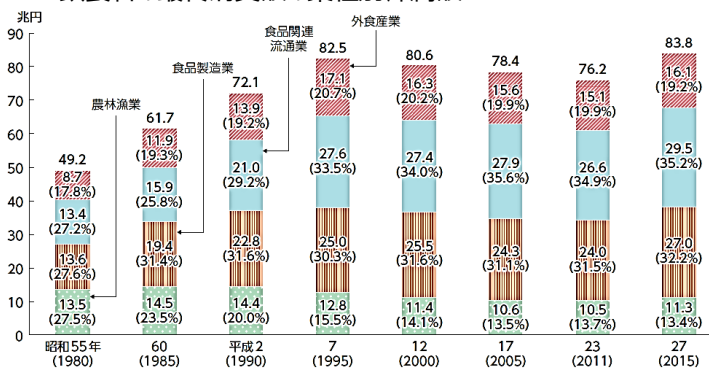


8

[情勢] 飲食料の消費状況

- 2015年は、食用農林水産物11.3兆円（国内生産9.7兆円、輸入1.6兆円）と輸入加工食品7.2兆円が食材として国内に供給。これらに食品製造業、食品関連流通業、外食産業を経由することで流通経費、加工経費、調理サービス代等が付加され、最終消費額は83.8兆円。
- 消費者が支払う飲食料の最終消費額は、1995年以降、減少傾向にあったが、2015年は円安に伴う輸入食品の価格上昇等により、2011年に比べ10%増加。
- 2015年の飲食料の最終消費額の内訳を見ると、生鮮品等は14.1兆円、加工品は42.3兆円、外食は27.4兆円となり、食の簡便化や外部化等を背景として、加工品と外食の合計で、全体の8割を超えている。また、業種別の帰属額について見ると、食品製造業、食品関連流通業、外食産業の合計で、全体の87%を占め、農林漁業は13%に過ぎない。
- 経済発展とともに食生活も大きく変化。食品産業が発展し、簡便な調理食品や冷凍食品が登場。晩婚・未婚化・離別、女性の社会進出による単身・共働き世帯の増加などにより、家族構成やライフスタイルが多様化。少量企画や加工食・惣菜の需要が今後も増加すると見込まれる。

□ 飲食料の最終消費額の業種別帰属額



資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」

注：1）総務省等10府県庁「産業連関表」を基に農林水産省作成

2）平成23（2011）年以前については、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に含ませて再推計した数値である。

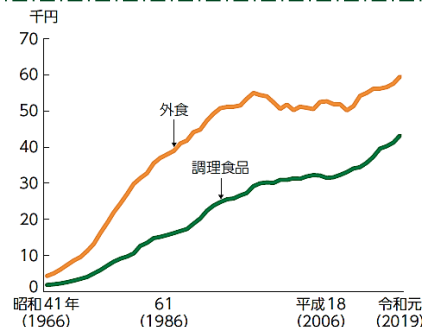
3）（ ）内は、飲食料の最終消費額に対する割合

4）帰属額とは、飲食料の最終消費額のうち、最終的に各業種に支払われることとなる額を示している。なお、食品関連流通業は食用農林水産物及び加工食品が最終消費に至るまでの流通の各段階で発生する流通経費の額を表している。

(出典) 食料・農業・農村白書

□ 調理食品と外食への一人当たり支出金額

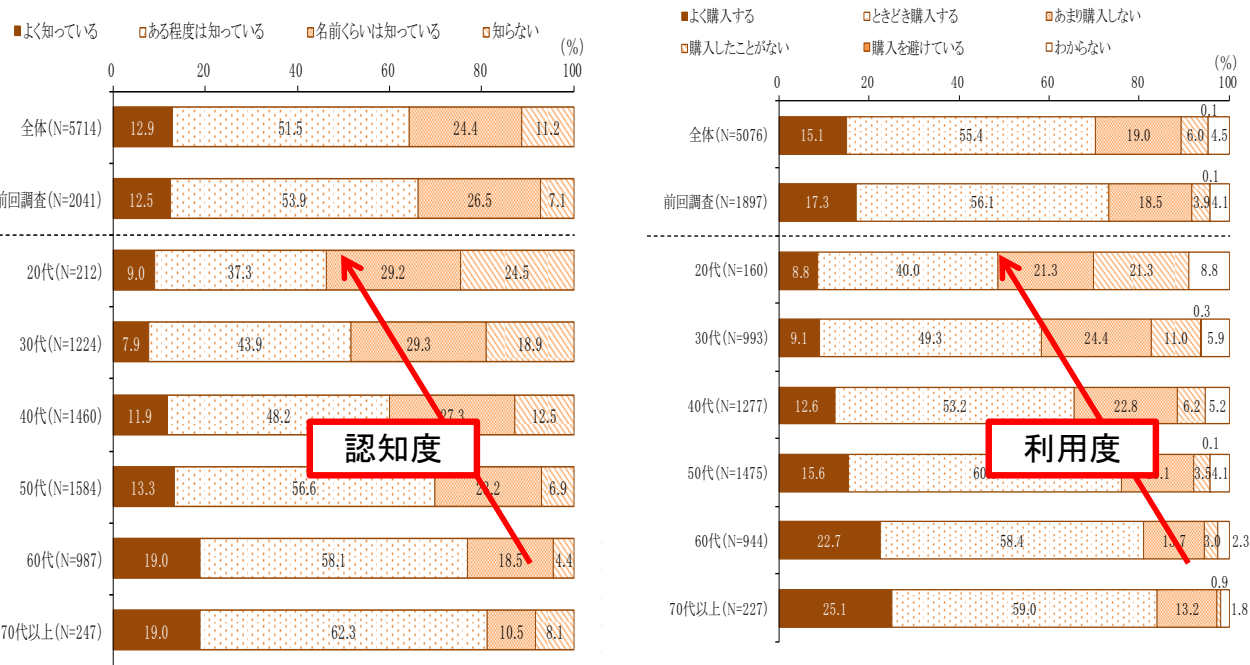
(出典) 食料・農業・農村白書
総務省家計調査より農水省作成



9

[情勢] 生協産直の状況

- 2017年度における産直品の供給高は2,982億円。供給高に占める産直の割合は、卵と米では部門の6割以上。
- 組合員の産直に対する認知は低下傾向。特に若年層において認知度・利用ともに低い傾向。
- 生協役職員と生産者団体とのコミュニケーションに対して「生協らしさが無い」「縦割りで他部門へ産地からの声が届かない」などの不満の声が上がる。また生産者に対して、生協産直の定義や特徴の理解度を上げることも課題。



(出典) 第10回全国生協産直調査報告書

12

[情勢] 産直事業委員会からの提言(2019年)

産直事業委員会提言『生協産直の新たな未来をつくるために』

1. 生協産直と産直の目的をあらためて定義する

1) 生協産直とは何か

⇒ 生産者と消費者が協同して課題解決に取り組むプラットフォーム

2) 生協産直は何をめざすのか

⇒ 「食の安全・安心」とともに「持続可能な食と農畜水産業・地域」をめざす

3) 実現に向けてどう取り組むのか

⇒ 「地域で活動する多様な組織との連携が不可欠」「生協中心の発想から脱却する必要がある」「生協の持つ組合員組織と商品開発・流通の機能を地域課題への取り組みにつなげることで、課題解決の可能性を広げることができる」

2. 生産者と組合員をつなぐしくみを再構築する

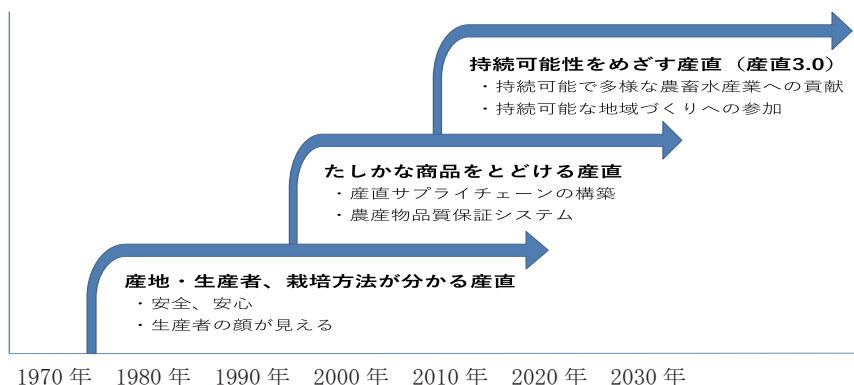
⇒ 交流・コミュニケーションの場の拡張(情報技術の活用等)など

3. 生産者団体と生協のパートナーシップを強化する

⇒ 生産者から選ばれる生協(数量コントロール機能強化、人材の育成など)

4. 生協間連携を広げる

⇒ 生協・生産者団体双方にメリットを生む、「産直」を生協の全国共通ブランドへ



13

□ 産地とのパートナーシップを深める

【東都生協】

- ・配送センターと産地がチームを組み、若手生産者が作る作物の利用促進をはじめ、学習会や懇談会、産直マルシェなど「新しい世代が未来に続く産直を創造する」をテーマに、組合員も参加しての取り組みを行っている。



【コープデリ連合会】

- ・有機牛の生産者支援と安定した商品供給を目的として素牛生産預託に関する覚書を締結。対象となるのは「有機JAS短角牛生産事業」。出生した子牛を買い取り、育成を預託して預託料を払うことで農場の経営の安定を支援する。
- ・有機牛の生産には設備など初期費用がかかる。出荷までの期間は自己資金対応となる生産者を資金面で支える。



□ 消費者に価値を伝える

【東海コープ】

- ・化学合成農薬・肥料を可能な限り削減した栽培によって環境に優しく安全で安心できる農産物を認証する栽培自慢認証制を2000年から開始。該当商品には栽培自慢のマークをつけ、組合員にもわかり易く表示している。

- ・さらに、組合員が農産物に求める「おいしさ」の認証項目を補強し組合員の支持を高めることで、生産者の取り組みの応援につなげようと制度の見直しを行った。



【みやぎ生協】

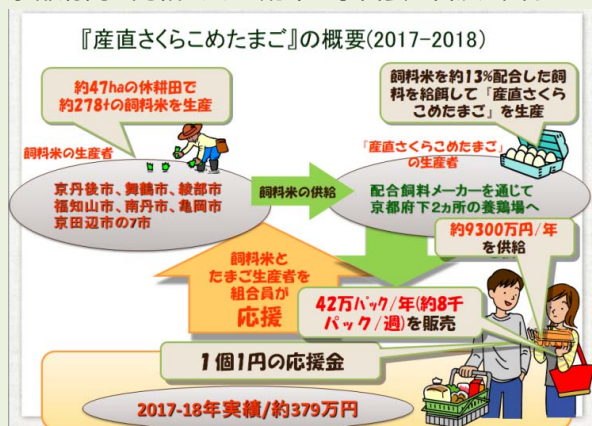
- ・仙台市街に「ビストロラウンジ Costeria (コストリア)」をオープン（2016年）。みやぎ生協の産直（めぐみ野）や東北地域のネットワークで開発した食材（古今東北）を料理という新しい形で提供することで価値を伝えている。



□ 飼料用米を活用する

【京都生協】

- ・消費者が卵1個あたり1円の応援金を負担することによって飼料用米生産者と卵の生産者を支援し、循環のループを支えている。飼料用米の生産、鶏卵生産、消費のすべて京都府内で完結。チラシ配布や学習会で普及を図る。



【鳥取県生協】

- ・地元農協や酪農家などと一緒に投資し、鳥取県内で最大規模となる酪農メガファーム「みんなの牧場」を設立。
- ・飼料用稲・米を使い、自給飼料の利用も進める他、飼養する牛のふん尿を集めて液肥に加工する他、バイオマス発電にも活用している。



□ 産地を励ます

【コープさっぽろ】

- ・「コープさっぽろ農業賞」（2004年～）は、北海道の安全・安心な“食”を提供している生産者や、消費者との交流に取り組む生産者を応援する取り組み。
- ・表彰を通じて生産者につながり、ご近所野菜（地産地消）、ぶこつ野菜（規格外野菜）、畑でレストラン（別ページで紹介）など、様々な事業に発展させている。
- ・また、コロナ影響で大変な北海道メーカーを応援するため、2020年度ご当地トドックは「北海道応援トドック」に名称を変更。
- ・またコロナ影響で道内メーカー売上減の中、増ページも実施。



【コープデリ連合会】

- ・2019年の台風15号で被害を受けた産地の復旧のため、職員700名超が被災地に赴きボランティア活動。倒壊したビニールハウスの片付けなどを行った。
- ・生産者と日常的にコミュニケーションがとれていたからこそ、職員の支援活動が生まれた。組合員や職員の励ましは、生産者を元気づける大きな糧となっている。





資料 「確かな食」 情勢と取り組み事例

16

[情勢] 食の安全に関する状況

- 2018年8月、中国でASF（アフリカ豚熱）が発生し、アジア各国に拡散。ASFは治療法や予防法がなく、まん延すると畜産物の安定供給をおびやかす可能性がある。また、2018年9月に日本で26年ぶり CSF（豚熱）の感染が拡大。
- 生産工程をチェックし改善する取り組みであるGAP認証を農産物において取得している経営体数は、2018年度では5,341経営体。

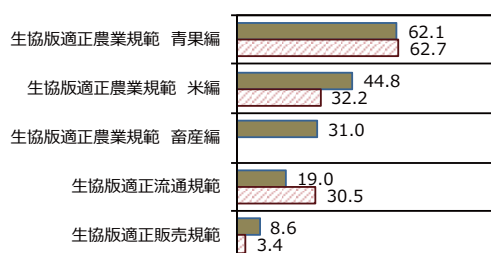
GAP認証取得経営体数

全国計 (経営体)	農産物		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
	699	1,869	2,773

資料：GAP普及推進機構、日本GAP協会の公表資料を基に農林水産省作成
注：2018年度末時点

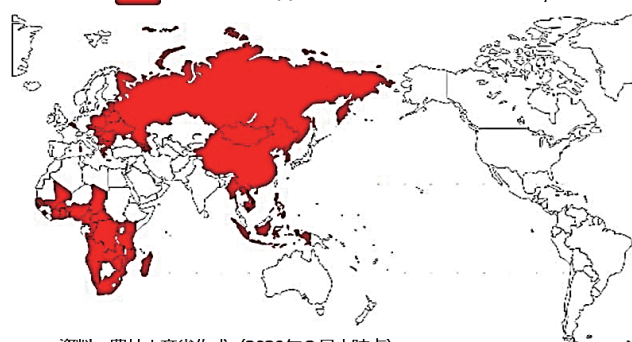
- 生協産直で適正農業規範、適正流通規範、適正販売規範の普及が進められている。農業規範の青果編・米編は6割以上が導入。2017年から始まった畜産編については31.0%の生協が取り組んでいる。

■ 今回調査（58生協、2017年実績）



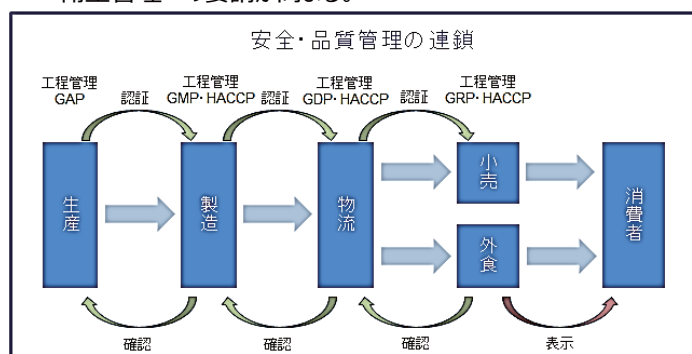
□ ASF（アフリカ豚熱）の発生状況

■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



資料：農林水産省作成（2020年3月末時点）

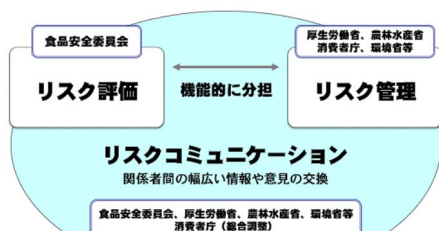
- HACCPに沿った衛生管理の精度化により、フードチェーン全体の衛生管理への要請が高まる。



17

〔情勢〕 食の不安に関する状況

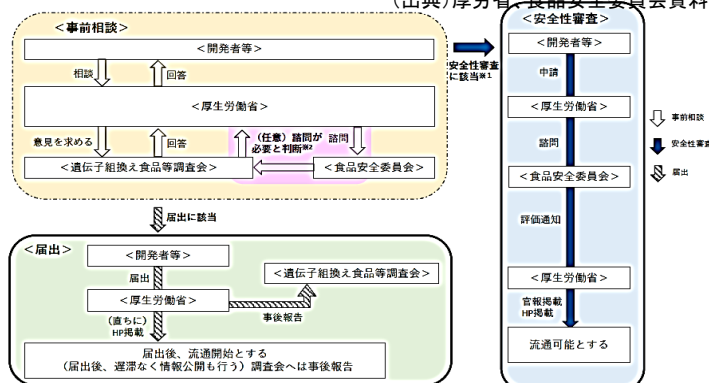
- 食品の安全を守る仕組みは、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3要素から構成されている。日本では、リスク評価機関(食品安全委員会)とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、消費者庁、環境省等)がそれぞれ独立して業務を行いつつも、消費者庁が総合調整をしながら、相互に連携しつつ、食品の安全性を確保するための取組を推進している。



(出典)消費者庁ホームページ

- ゲノム編集技術応用食品の届出制度がスタート。食用への応用が進んでいるのはSDN-1だが、これは自然界で起こりうる突然変異と区別がつかない。開発者が安全性を評価しその情報を販売前に届け出ることとなっているが、義務化はされていない。生産性向上や農作業軽減、高付加価値化を実現するとされている一方で、リスクコミュニケーションが十分でなく消費者の不安感が残る。

□ ゲノム編集技術応用食品の取扱いフロー (出典) 厚労省、食品安全委員会資料



※1 組換えDNA技術応用食品として、「安全性審査に該当」と判断された食品等については、平成32年厚生省告示第233号を準用
※2 新食品及び新技術については、必要に応じて食品安全委員会へ諮問し、その取扱い等について新開発食品調査部会で決定

□ ゲノム編集技術の種類

	その1 SDN-1	その2 SDN-2	その3 SDN-3
イメージ	切断部位 自然に修復 変異が発生 DNAの特定の場所を切断する。DNA修復過程で変異が起こることがある	切断部位 細胞外で加工したDNA断片を移入 1～数塩基の変異を組み込む DNAの特定の場所を切断し、短いDNA断片を挿入する	切断部位 細胞外で加工したDNA断片を移入 遺伝子を組み込む DNAの特定の場所を切断し、DNA断片を挿入する
外來遺伝子	残らない	残る場合と残らない場合がある	残る
食品衛生法上の取り扱い	届出		安全性審査

18

〔情勢〕 消費者の「健康」への関心

- 生活習慣病が深刻化しており、日本においても望ましい食生活に向けた食生活指針(2000年)、食育基本法(2005年)、食事バランスガイド(2005年)など進められてきた。
- 2010年に発表されたWHO報告書によると、すでにアフリカ以外の世界の全ての地域で死因割合は感染性疾患よりも非感染性疾患が上回っている。2011年国際連合は「生活習慣病対策のために世界がとるべき5つのアクション」を発表した。

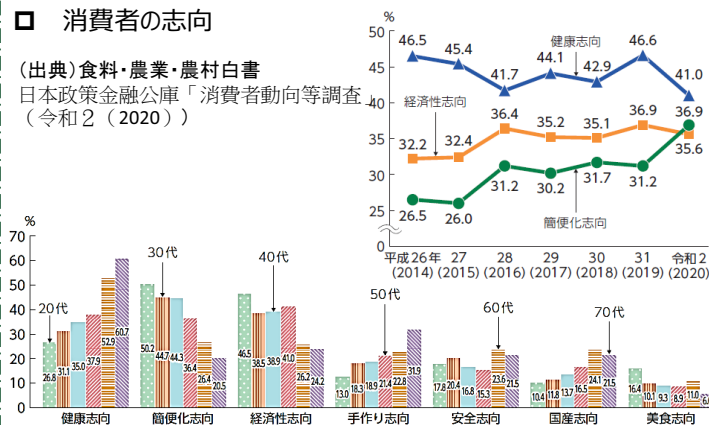
The UN High-level Meeting on Non-Communicable Diseases(NCDs) in September, 2011
生活習慣病に関する国際連合学識者会議、2011年9月

1 Tobacco use タバコ	Accelerated implementation of the WHO Framework Convention on Tobacco Control タバコの規制に関する世界保健機関枠組み条約の履行の推進
2 Dietary salt 食塩	Mass-media campaigns and voluntary action by food industry to reduce consumption 食塩の消費をおさえるためのマスメディア・キャンペーンと食品企業による自発的な活動
3 Obesity, unhealthy diet, and physical inactivity 肥満、不健康な食事、運動不足	Mass-media campaigns, food taxes, subsidies, labelling, and marketing restrictions マスメディア・キャンペーン、食品への課税、助成金、表示、販売制限
4 Harmful alcohol intake 有害飲酒	Tax increases, advertising bans, and restricted access 増税、広告の禁止、入手の制限
5 Cardiovascular risk reduction 心血管系疾患のリスクの低下	Combination of drugs for individuals at high risk of NCDs 生活習慣病高リスク者への複数種類の薬剤の利用

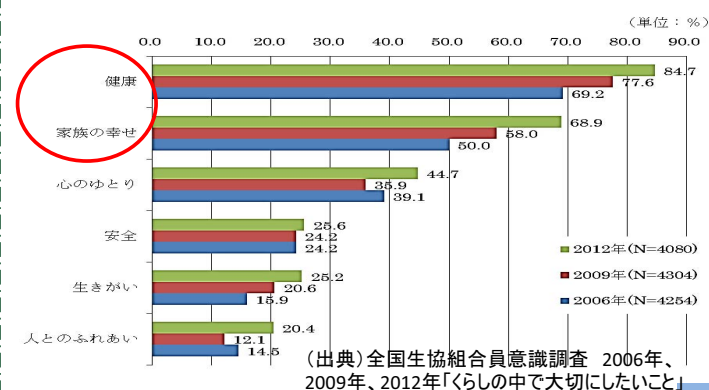
- 消費者の食の志向は健康志向が依然として最も高いが、簡便化志向も増加傾向にある。年齢別に傾向が大きく異なる。「健康志向」、「手作り志向」、「国産志向」は年齢に従って高くなり、一方で、「簡便化志向」、「経済性志向」、「美食志向」は年齢が低いほど高くなる傾向が見られる。

□ 消費者の志向

(出典)食料・農業・農村白書
日本政策金融公庫「消費者動向等調査(令和2(2020))



□ 組合員意識調査に見る「健康」への関心



19

□ 産直で品質保証システムの体制を整備する

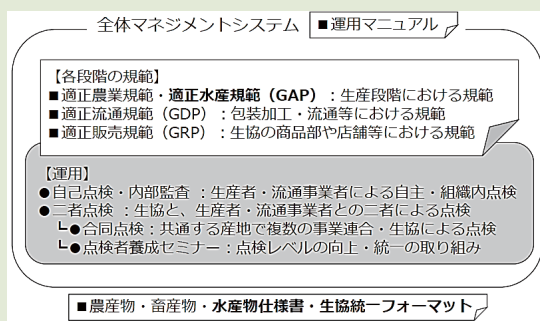
【コープ九州】

- ・畜産分野での適正農業規範（GAP）の広がり課題となる中、コープ九州では2008年から独自の畜産版適正農業規範を策定し、運用を行ってきた。
- ・2007年から農産物品質保証システムを開始。カタログを通じて組合員にも案内。GAP点検は産直の価値の創造につながる取り組みとなっている。



【日本生協連 産直事業委員会】

- ・生産・流通・販売の各段階を適切な工程管理でつなぎ、フードチェーンを通じた「たしかな商品」を届ける仕組みを構築することをめざし、「生協産直品質保証システム」を提案してきた。2020年度に水産分野もカバー。生協共通の仕組みとして体系的に整えられた。



□ 産地との連携体制を整える

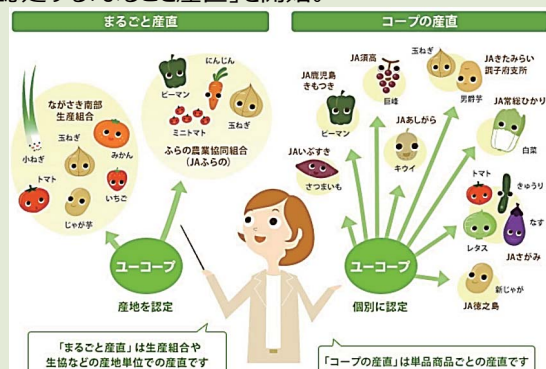
【パルシステム連合会】

- ・コロナ禍のため従来の形での産地交流が困難となったが、いくつかの産地とWebを活用した交流プログラムを開始。今まで産地交流に参加できない組合員や、産地交流を実施し難い山の上の圃場などを見せることができ、新たな生産者と消費者（組合員）の相互理解を深めることができるようになっていく。



【ユウコープ】

- ・商品ひとつひとつを産直認定する従来の産直とあわせて、生産者団体や農協などの産地単位で「コープの産直」品と認定する「まるごと産直」を開始。



□ 健康的な食生活に向けた学びを広げる

【ユウコープ】

- ・健康づくりの重要性が増す中で、各部署が単独で企画していた健康づくりの取り組みを一貫したものにすため、2017年より「食DE健康」を組織的に推進している。
- ・東京大学大学院の佐々木敏教授による食習慣チェック（BDHQ）の推進を始め、機関誌への栄養学コラムやヘルシーレシピの掲載、店舗・宅配事業所や組合員活動イベントでの健康測定（血管年齢など）を実施。



【医療福祉生協連】

- ・「少しの塩分ですこやかな生活」を目指す「すこしお生活」を2015年度から推進。
- ・富山医療生協では2019年、栄養士が中心となって地元の名物を意識した手作り「すこしおカルタ」を制作。カルタを楽しみながら、健康を意識した郷土料理の食べ方を学べるよう、啓蒙活動を進めている。



□ 消費者の不安に寄り添う

【大阪いずみ市民生協】

- ・「食の安全」と「食べることの大切さ」を学ぶことのできる体験型ミュージアム「たべる＊たいせつミュージアム」を運営。
- ・誰でも無料で利用でき、週末には食に関わる親子向けの体験イベントも実施している。また、小学校の校外学習の場としても活用され、食育の推進に役立てられています。



ミュージアム人体トンネル

【日本生協連】

- ・「ゲノム編集技術を応用した食品」の一部流通が可能になり、全国各地の組合員から「ゲノム編集食品って何？」「安全性は？」といった疑問や不安の声が寄せられた。これを受けて、各地の生協は学習会等を開催。
- ・日本生協連はゲノム編集食品についての「正確な情報の収集」「組合員に分かりやすく伝えるための資料作成」「全国生協の学習会での解説（2019年度は12生協から依頼、参加者総数は約730人）」などに対応。



▲ゲノム編集食品について学ぶ「食の安全学習会」の様子（エフコープ）



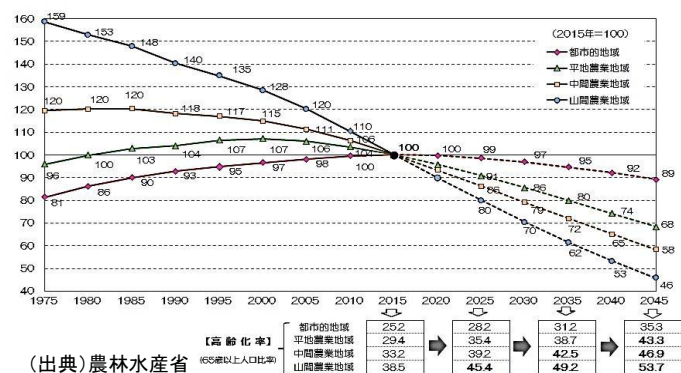
資料 「豊かな地域」 情勢と取り組み事例

22

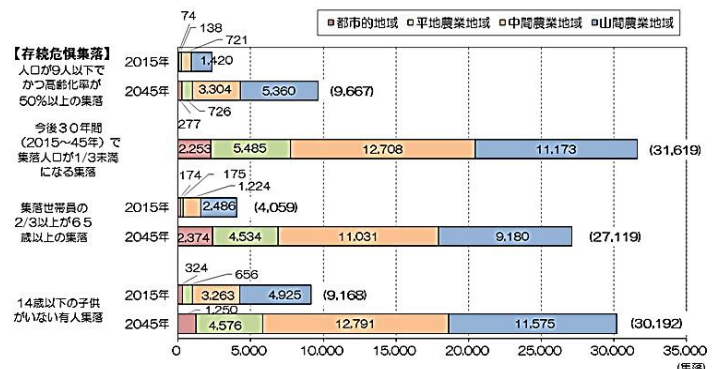
[情勢] 人口構造の変化と地域の衰退

- 都市的地域に先行して、平地・中間・山間の各農業地域では高齢化と生産年齢人口割合の減少が進行。特に山間農業地域における人口は2045年には2015年比で半数以下になると予測されている。
- 約14万の農業集落のうち、存続危惧集落が2045年には約1万集落に増加する見込み。集落人口が3分の1未満になる集落や14歳以下の子供がいない有人集落も3万集落を超えると見込まれている。これら集落の大部分は中山間地域に所在する集落となっている。
- 条件不利地域の農地を守り、そこで農業を営む生産者を支えていく必要がある。食料・農業・農村基本計画の改定では中山間地域といった条件や規模の大小にかかわらず関係する人々を糾合しながら展開していく方向性が示され、「地域政策の総合化」という考え方も盛り込まれた。
- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2019年12月）」でも、東京圏への一極集中の是正に向けて関係省庁が連携して実施するとされた。
- 都市に住みながら地方部に関心を持ち関与する「関係人口」が注目されている。「観光（交流）以上、定住未満」の関わり。移住・定住を増やすための手段としてではなく、関係人口を増やすこと自体をゴールと考える。一緒に解決する困りごとを設定できるかどうか成否のポイント。

□ 農業地域類型別の人口推移と将来予測



□ 人口減少と少子・高齢化の進行による集落の変容



23

「情勢」 農業の多面的機能と地域循環共生圏

- ・ 食料・農業・農村基本法（1999年制定）は、農業政策を地域政策や社会政策としても発展させようとするもの。
- ・ 農業は農産物の生産をはじめ、地域の環境や景観・生物多様性の保全、コミュニティの維持などの多面的機能を有す。
- ・ 環境・経済・社会の課題が相互に連関・複雑化する中で、「地域循環共生圏」が政策目標ともなっている。これは各地域が資源を最大限に活用し自立・分散型の社会を形成しながら、地域の特性に応じて資源を補完し合うことで、地域活性をめざす考え方。
- ・ 国連は2014年を国際家族農業年とし、続けて2019年～2028年を「家族農業の10年」として定めた。各国の地域性を考慮した発展を求める。
- ・ 多面的機能支払制度により、非農業者等の共同活動への参画が拡大。2018年度には242万人・団体が活動。

多面的機能支払

【農地維持支払】

農地法面の草刈り等の地域資源の
基礎的保全活動等を支援



【資源向上支払】

水路、農道、ため池の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援



□ 農業・農村が有する多面的機能



□ 地域循環共牛圈



24

「情勢」 農業における環境配慮の状況

- IPCCによると温室効果ガスの排出量の約23%は農業や林業等の土地利用による。農水省では環境保全型農業直接支払制度の取組により温室効果ガスが年間14万トン削減と試算。

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動を支援



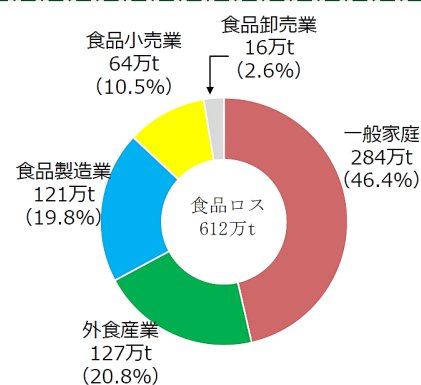
- 日本の食品ロスは年間612万トン。2019年に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割等を規定。また、食品リサイクル法の基本方針で事業系食品ロスの半減目標を設定。
- 日本の有機食品の市場規模は約10年間で1.4倍に拡大。有機農業取組面積も4割拡大し2万4千ha。全耕地面積に対する割合は0.5%。
- 「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、有機農業の生産拡大と有機食品の国産シェア拡大に向けた目標を設定。

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針における目標

【有機農業の取組面積】	24千ha(2017年) → 63千ha(2030年)
【有機農業者数】	12千人(2009) → 36千人(2030)
【有機食品の国産シェア】	60% (2017) → 84%(2030)
【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】	18% (2017) → 25%(2030)

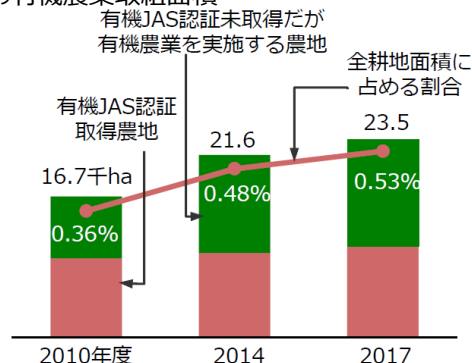
資料：農林水産省作成

食品ロスの発生量
と発生場所
(2017年度推計)



資料：農林水産省作成

□ 日本での有機農業取組面積



資料：農林水産省作成

□ 近隣生産者の出荷先として応援する

【京都生協】

・店舗に地産地消コーナーを設け、新規就農者をはじめとする店舗周辺の生産者に販路を提供している。生産者が新鮮な野菜を自ら店舗に持ち込み、自ら価格を付け、販促し、実績も上がっている。

・取り組み開始から4年間で供給高が約3倍になり、農産部門の7%を占めるまでに成長。JAS有機認証や農薬・化学肥料不使用で生産する「オーガニック」農産物の構成比が高いことも地産地消費売場の特徴。



【いわて生協】

・岩手の豊富な農林水産物や商品の利用を広げようと、行政や生産者団体などと協力し、共同購入紙面や店舗で県内の特産品を案内。10年にわたる取り組みで毎回楽しみにしている組合員が増え、利用につながっている。

【コープかごしま】

・地元漁港の未利用魚を商品化し、漁港から近い生協店舗で供給している。均質大量流通の仕組みの中でこぼれ落ちてしまう地元食材を、小さな加工業者を間に入れることで地元住民に提供するルートとなっている。

・南さつま市との包括連携協定から発展した取り組み。

□ 地域農業のネットワークへの貢献

【おかやまコープ】

・牧場や地元メーカーと共に岡山市の畜産クラスター協議会に関与し、新牛舎建築や自動搾乳機導入などで農家を支援。作業時間の大幅短縮等により、新鮮な牛乳を組合員に届けることに成功。

・近隣の農地で生産された飼料作物（牧草や飼料用米など）の引き受け手ともなっている。畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。

【生活クラブ連合会】

・生活クラブ・遊佐町・JA庄内みどりでは2013年に「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言」を締結。森林再生活動や再生可能エネルギー創出事業、資源循環型農業の推進等を展開。

・定住前の「お試し暮らし」も支援。農業研修や期間中の生活費をサポートする等、担い手育成にも取り組む。



□ 農業経営への関わりを通じて地域貢献する

【福井県民生協】

・地域の農業活性化や安全・安心な地産野菜を組合員に提供することを目的に、2015年に農業法人「ふくいレインボーファーム」を設立。野菜、果実、コメなどを栽培。

・さらに地産地消の推進に向けてJA福井県経済連との連携施設「レインボーファーム食品加工センター」を2018年に稼働。自産野菜を活用し夕食弁当や食材セット、店舗総菜などを製造している。



【コープかごしま】

・地域の総菜加工センター（南風ベジファーム）を共同事業契約の形で支援。「自前」にこだわらず意欲ある事業者を育成することで、地域の農産物の活用を広げる。

・その結果、他の量販店と差別化した惣菜を供給することに成功している。障がい者雇用でも地域に貢献。



惣菜加工センターで加工された人気の揚げ物とサラダ。スパゲティサラダには、従来捨てていた、コープの無塩せきハムやベーコンの切れ端を使用。おいしさと買いやすい価格を追求している。

□ 農業を通じて環境問題に取り組む

【大阪いずみ市民生協】

・店舗での売れ残りなどの廃棄食品、農産加工センターでの野菜や果物の端材などの生ごみを堆肥の製造に利用。子会社である(株)いずみエコロジーファームにおいて堆肥を活用した野菜を生産し、できた野菜を生協の店舗で販売。

・食品廃棄物のリサイクル率は87.3%となっている。障がい者雇用でも地域に貢献。



【コープこうべ】

・2020年1月から、エコファームでソーラーシェアリングを開始。地域でつくられた電気を地域でつかう「電気の地産地消」の取り組みを推進している。

発電した電気は「コープでんき」の電源として活用。





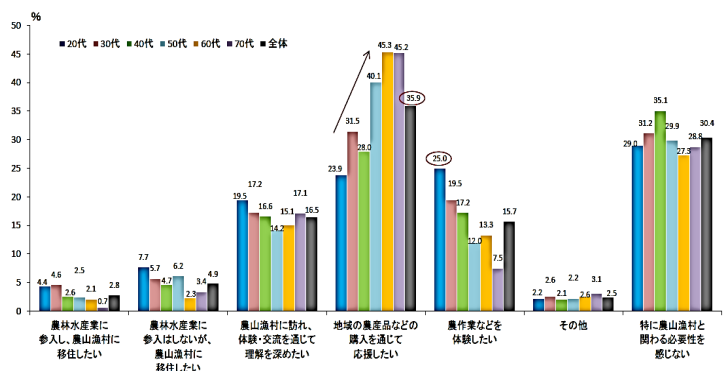
資料 「つづく未来」 情勢と取り組み事例

28

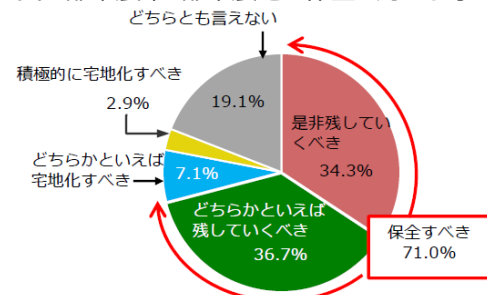
[情勢] 消費者の「農」への関心

- 農山漁村との関わりについては50代以上の層を中心に「地域の農産品などの購入を通じて応援したい」という回答が多い。また、20代では、「農作業を体験したい」という回答が高い割合。「農山漁村で余暇を過ごしてみたい」と考える層は、特に若い世代を中心に「農林漁業の体験」をして過ごしたいという意向が強い。
- 近年、若者を中心に都市部から農山漁村への移住に関心を持つ「田園回帰」の流れが拡大。従来の“就農”ではなく、まずは“就村”して農業に出会うプロセスをつくる。農業以外のなりわいを主としながら農にもかかわる半農半“X”のあり方も視野に入れてアプローチを多様化する必要がある。
- 都市住民への調査では、71%が都市農業・都市農地を残していくべきと回答。都市近郊農業においても、消費者への近さを強みとして、コメや野菜を売るのではなく、体験を売るサービス業的な経営も見られるようになってきている。
- 特定地域づくり事業推進法により、今後地域の多様な仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出し、若者等の農村定住を推進。

□ 農山漁村への関心について (出典) 日本政策金融公庫



□ 都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」

注：1) 2019年5月調査

2) 三大都市圏特定市の住民を対象に実施したWebアンケート

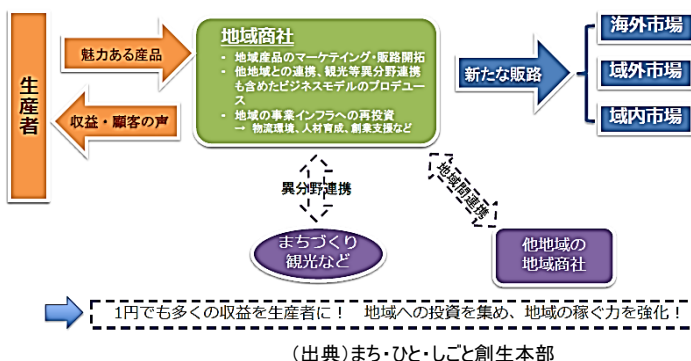
3) 回答数は2000

29

「情勢」 消費者の「農」への関心

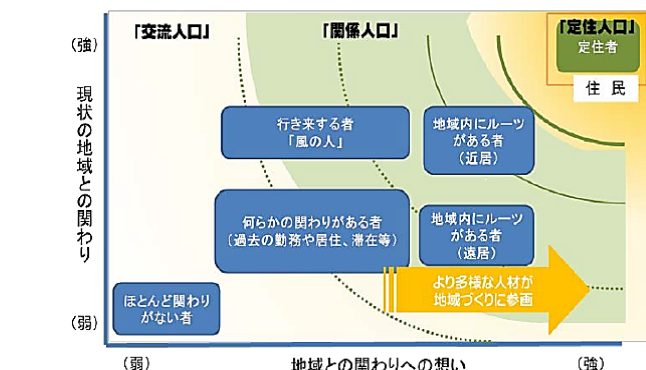
- 政府のまち・ひと・しごと創生本部は、様々な角度から支援活動を実施。地域商社事業については「地域には、まだまだ知られていない農産品や工芸品など、魅力ある産品やサービスが数多く眠っています。こうした地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく」として支援事業を行っている。
- 総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」（座長；小田切徳美氏）は2018年に報告書を公表。
- 地方自治体に対し、自らの団体の「関係人口」を認識し、それらの者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが重要。その手法の一つとして、市町村が「関係人口」を募り、その取組に賛同する者との関わりを継続する仕組みを設けることを提言。
- また、「関係人口」と地域をつなぐ仕組みを整えるため、地域の中においてコーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援機能が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成に対する支援についても併せて検討する必要と提言。

□ 「地域商社」について



(出典) まち・ひと・しごと創生本部

□ 「関係人口」について



(出典) 総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」報告書

30

「情勢」 生協組合員に聞く食と農の調査

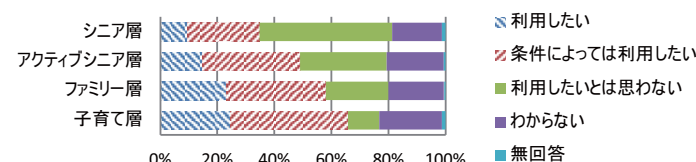
- ①対象：日本生協連に登録いただいている組合員モニター
- ②方法：WEB アンケート
- ③日程：2019年12月10日(火)～12月15日(日)
- ④回答数・回答率：3,000人(4,597人配信、回答率65.3%)
- ⑤調査実施主体：日本生協連組織推進本部

- 生協組合員は国産を意識して選ぶ割合は高い。年代が上がるにつれて国産志向は強くなるが、若年層でも少なくない。理由としては「安全」「品質」「新鮮」が多いが、次いで「国産を応援したいから」が入る。
- 「不揃いや規格外の野菜や果物は積極的に利用したい」という人はどの年代でも高く、年代による差もあまり見られない。
- 冷凍野菜・食材セット・カット野菜などは若い世代ほど抵抗なく利用。「地元産」へのニーズが見られた。【右に掲載】
- 日本の自給率(カロリーベース)を正しく認識していた人は2割程度。それ以下と答えた人が65%で、全体として自給率は正解よりも低く認識されている。
- 「日本産で強みのある農産物は積極的に輸出をしていくべきである」という考え方については、どの年代でも一定の支持があった。一方「外国のものでも品質の良い農産物は積極的に輸入してほしい」は、40代以下で支持する割合が高かった。【右に掲載】

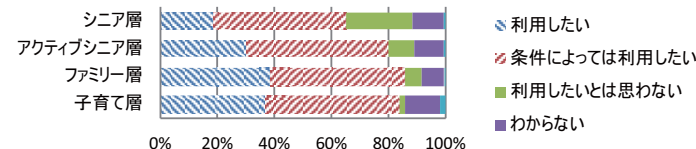
・分析中では、子育て層：～34歳/ファミリー層：35～49歳/アクティブシニア層：50～64歳/シニア層：65歳～、として表示しています。

□ 地元産へのニーズ（食材セット、お惣菜を掲載、他も同傾向）

地元産食材セット利用意向

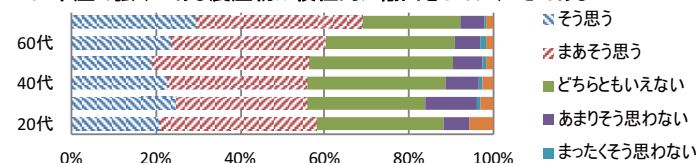


地元産お惣菜利用意向

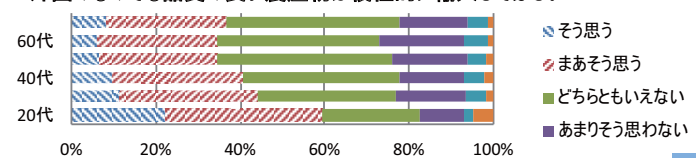


□ 農産物の輸出と輸入への意識

日本産で強みのある農産物は積極的に輸出をしていくべきである



外国のものでも品質の良い農産物は積極的に輸入してほしい



31

□ 地域・産地とのコミュニケーションを強める

【コープかごしま】

- ・協同組合間提携30周年を機にJAとの間で「協同開発」商品を統一ロゴsmile ringとして展開。

- ・また、鹿児島県志布志市では「夏そば」の地域ブランドづくりにも参加。地元の製麺業者をキーに、生協がMDで、行政がPRで協力してそば農家を盛り立てている。



【ユーコープ】

- ・Uモニ（Webを活用したモニター制度）を活用して、「コープの産地指定 茶美豚」へ組合員の声を集める取り組みを実施。「生産者へのメッセージ」など1,445件の投稿が寄せられ、産地に届けることで生産者のモチベーションアップにもつながっている。

【コープやまぐち】

- ・「女性いきいき大賞」として、女性活躍の視点から生産者グループを応援している。第1回受賞団体（2005年度）は下関市女性農業グループ「ひまわりレディース」。
- ・「食べ物から命をいただく」という内容で、紙芝居や収穫体験、地元野菜の普及などに取り組んでいる。



□ 食・農・地域に関する総合的理解を育む

【コープこうべ】

- ・苗床～稲刈りまで、米作りを経験する半年間・5回のプログラム。組合員（親子）と生協職員、生産者・JA職員が協力して実施。2013年より開始し、延べ参加人数は約1,200人（組合員親子約700人 生産者・生協・JA職員約500人）。

- ・生産者への手紙、パケツ稲（自宅でも米作り）などの体験から、参加した組合員（親子）の評価は高い。また、援農への参加は生産者・JA職員との信頼づくりにもつながっている。



【コープさっぽろ】

- ・コープさっぽろ農業賞から発展して、地元のシェフや教育者とのネットワークを通じ農場での食育体験企画「畑でレストラン」を展開。これらの取り組みは、農業の可能性を広げるとともに、消費者が農業への理解を深める機会を提供している。フードアクションアワード流通の部優秀賞を受賞。



□ 利用を通じて産地を応援する

【おかやまコープ】

- ・魚介類の産卵や稚魚の成育場所として欠かせないアマモの減少が沿岸漁業不振につながっているとして、岡山県日生町では1995年からアマモの種まきを実施。一時期は12haに減少していた藻場を200haまで回復させた。
- ・おかやまコープでは岡山県が実施する藻場再生事業に対して寄付金付き商品の取り組みで応援。
- ・さらに漁協や岡山県、NPOなどと協定書を締結し、組合員と職員が再生事業の大切さを学ぶとともに実際の作業を通じた支援も行っている。地元小中学校も授業の中で取り入れるなど、地域まるごとの取り組みとなっている。



【エフコープ】

- ・エフコープとコープおおい、JAふくしま未来は、東日本大震災からの復興に向けた友好協力協定を締結し、逆に九州北部豪雨の際はJAふくしまが復興支援を行うなど交流を深めてきた。
- ・エフコープとJAふくしま未来において、双方の地元特産品で商品をつくろうと声が上がリ、福島県産のリンゴと福岡県産のユズを原料としたジャムを開発し、両県内で販売。



□ エシカル消費対応商品の利用を呼びかける

【コープデリ連合会】

- ・持続可能な社会の実現を目指して、商品の利用を通じた4つのプロジェクトを推進。

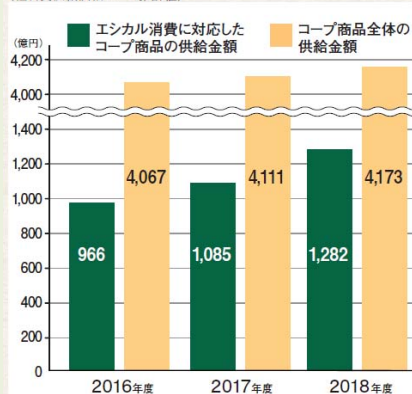


【日本生協連】

- ・エシカル消費に対応したコープ商品の取扱いは会員生協の取り組みに支えられて大きく伸長中。

エシカル消費に対応したコープ商品の供給金額

(組合員供給価格ベース推計値)



食料・農業問題と生活協同組合の課題

～ つ な が り を カ タ チ に ～

発行日 2020年9月

発 行 日本生活協同組合連合会 政策企画室

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8 コーププラザ

TEL : 03-5778-8119 FAX : 03-5778-8104



**食料・農業問題と
生活協同組合の課題**
～つながりをカタチに～